

蕨市男女共同参画パートナーシッププラン

第2次

男女が平等で自分らしく活躍できるまち蕨を目指して





平成26年3月 **蕨** 市



男女が平等で自分らしく 活躍できるまちを目指して



誰もが性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の最重要課題のひとつとなっております。

本市では、男女が平等で共にあらゆる分野に参画するまちの実現を目指して、平成15年3月に「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を制定し、条例に基づく基本的な計画として、翌15年度に「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」(平成15年度~25年度)を策定しました。そして、中間年にあたる平成20年度に見直しを行い、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この10年間で、子育てや家事に積極的にかかわる男性の増加や社会における女性の活躍など、世の中は少しずつ変化をしてきておりますが、一方で、性別による固定的な役割分担意識がいまだ根強く残っていることや、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いこと、DV相談件数が増加していることなど、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題は今なお数多く残されております。

こうした状況を踏まえ、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第2次)」では、「男女間の暴力の防止と被害者支援」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「地域における男女共同参画の推進」を重点施策に位置付け、また、「男性にとっての男女共同参画」や「男女共同参画の視点に立った防災対策の推進」など新たな課題にも対応する計画といたしました。

今後は、この計画に基づき、市民、事業者の皆様との連携、協働により、 男女共同参画の一層の推進を図ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました蕨市男女 共同参画推進委員会の皆様をはじめ、関係者の皆様に心からお礼を申し上げ ます。

平成26年3月



目 次

第1部 序論

1	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1)計画策定の趣旨	1
	(2) 計画の性格と位置付け	2
	(3) 計画の期間	2
2	計画策定の背景	3
	(1) 国連・国・県の動き	Э
		6
3	計画の基本理念	7
4	計画の目標	8
5	市、市民、事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6	前回プランの重要施策の実績と課題	C

第2部 計画の重点施策

ı	男女間の暴力防止と被害者への支援	¥ ······	14
2	ワーク・ライフ・バランスの推進		16
3	地域における男女共同参画の推進		18



第3部 計画の内容

1	計画の体系・・・		22
2	施策と具体的事	譯 ······	24
	基本目標 I	男女の人権の尊重と意識改革	24
	課題1	男女共同参画意識の啓発	24
	課題2	男女平等および男女共同参画を推進する教育・学習の充実	27
	課題3	男女間の暴力の防止と被害者支援	30
	基本目標Ⅱ	男女共同参画の環境づくり	32
	課題1	政策・方針決定過程への女性の参画	32
	課題2	男女がともに働きやすい環境づくり	35
	課題3	男女がともに支えあう地域社会づくり	38
	課題4	男女の生涯にわたる健康づくり	40
	基本目標Ⅲ	目標達成に向けた計画の推進	42
第4部	資料編		
יום די קא	ラスパイ 19mm		
1		書	
		可市民意識調査結果	
		共同参画の状況	
2		ij	
		同参画パートナーシップ条例	
		るあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	
		<u> </u>	
)暴力防止及び被害者の保護等に関する法律	
		共同参画社会推進条例	
3			
	用語集		
4	計画策定にあた		
	策定の経過		85
	委員名簿 …		86



第1部序論

- 1 計画の基本的な考え方
- 2 計画策定の背景
- 3 計画の基本理念
- 4 計画の目標
- 5 市、市民、事業者の責務
- 6 前回プランの重要施策の実績と課題





1 計画の基本的な考え方

(1)計画策定の趣旨

蕨市では、平成15年(2003年)6月1日に、蕨市の独自性、地域性を盛り込んだ「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を施行し、条例に基づいた計画として平成16年(2004年)に「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」を策定しました。平成21年(2009年)には後期計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV*防止法」)の一部改正により市町村の基本計画策定が努力義務になったのを受け、平成24年(2012年)には、「男女共同参画パートナーシッププラン」から独立した下位の計画として「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」(以下、「蕨市DV防止基本計画」)を策定しました。

このように蕨市では、男女共同参画社会の実現に向けて計画的に施策を推進してまいりましたが、平成25年(2013年)に行った「蕨市男女共同参画市民意識調査(以下、「市民意識調査」)」の結果では、固定的な性別役割分担意識や社会慣行、さまざまな分野での男女間格差は依然根強く残っており、男女共同参画社会実現の大きな阻害要因になっています。さらに、少子高齢化の加速や厳しい経済情勢の長期化、東日本大震災後の地域防災意識の高まりなどを受け、新たな男女共同参画のあり方が求められています。

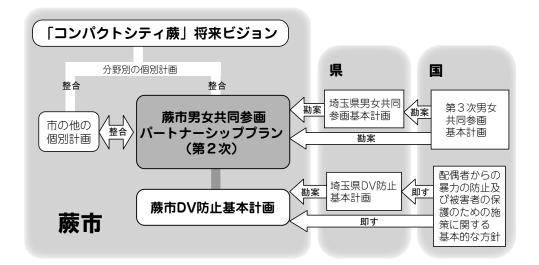
このたび、現行計画が平成25年度(2013年)で終了することから、国の「第3次男女共同参画計画」および「埼玉県男女共同参画基本計画」に示されている新たな課題にも対応し、社会情勢の変化に合わせた新たな計画を策定するものです。

※DV(ドメスティック・バイオレンス/domestic violence): 配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力で、殴ったり蹴ったりする身体的な暴力、言葉などにより相手の心を傷つけるもの、性的数要などの形態があり



(2) 計画の性格と位置付け

- ①この計画は、「男女共同参画社会基本法」および「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」に基づき、蕨市が男女共同参画社会の形成に向けて必要な施策を明らかにし、総合的・計画的に進めるための基本計画です。
- ②この計画は、国の「第3次男女共同参画基本計画」や「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して策定したものです。
- ③この計画は、蕨市の最上位計画である『「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン』との整合性を図り、その個別計画として位置付けられるものです。



(3)計画の期間

計画の期間は、平成26年度(2014年度)から平成35年度(2023年度)までの10年とします。

ただし、社会情勢の変化に対応し、弾力的に計画の見直しを行います。



2 計画策定の背景

(1)国連・国・県の動き

①国連の動き

国際連合は、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、「平等・発展・平和」を目標とする世界行動計画を採択しました。続く昭和51年(1976年)からの10年間を「国連婦人の十年」とし、世界的に女性の地位向上、男女平等を目指して取り組んできました。その間、昭和54年(1979年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」)を採択し、昭和60年(1985年)には「西暦2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7年 (1995年) に北京で開催された国連世界女性会議では、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。平成12年 (2000年) には国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「行動綱領」の達成状況の検討と評価が行われるとともに、完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言および行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ*」(いわゆる「成果文書」)が採択されました。さらに、北京会議から10年がたった平成17年 (2005年) には、国連「北京+10」世界閣僚級会合が、平成22年 (2010年) には、国連「北京+15」記念会合が開催され、これまでの取り組みの確認と評価が行われました。

平成23年(2011年)には、既存のジェンダー*関連の4つの国際機関が統合され、「UN Women」(ジェンダー平等と女性のエンパワーメント*のための国連機関)が発足しました。

※イニシアティブ (initiative):主導権、先導力の意味。

※ジェンダー (gender):「社会的・文化的に形成された性別」のことです。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

※エンパワーメント:自分の 生活と人生を決める権利と 能力を持ち、色々な場の意 思決定過程に参画し、社会 的な状況を変えていく力を 持つことです。



②国の動き

国では、国際婦人年国際会議で採択された「世界行動計画」を受け、昭和50年(1975年)、総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。昭和52年(1977年)には、今後10年間の女性関連施策の方向性を示した「国内行動計画」が策定され、その間、国籍法・戸籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定など国内関連法の整備を進め、昭和60年(1985年)に「女子差別撤廃条約」に批准しました。

昭和62年(1987年)には、男女共同参加型社会の形成を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、平成3年(1991年)の第1次改正で「共同参加」から「共同参画」へと表現が改められました。平成8年(1996年)には、北京行動綱領を踏まえた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

そして、平成11年(1999年)に、「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年には同法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年(2001年)には、内閣府に「男女共同参画局」が設置され、国務大臣や学識経験者で構成する「男女共同参画会議」も設置されました。また同年、「DV防止法」が制定されました。「DV防止法」については、平成16年(2004年)および平成19年(2007年)、平成25年(2013年)に一部改正が行われ、市町村においても基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となったり、被害者の対象範囲が拡大されるなど、内容が拡充されてきています。

平成17年(2005年)には、「男女共同参画基本計画(第2次)」が、平成22年(2010年)には、新たに15の分野を掲げた「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、平成32年(2020年)までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取り組みの推進や女性の活躍による経済社会の活性化、「M字カーブ*」問題の解消を強調するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが一層進められています。

※M字カーブ: 日本の女性 の労働力率 (15歳以上人 口に占める労働力人口 (就 業者+完全失業者)の割合) が、結婚・出産期に当たる 年代に一旦低下し、育児が 落ち着いた時期に再び上昇 することです。グラフにす るとM字型を描きます。



③埼玉県の動き

埼玉県においては、国際婦人年に始まる国内外の動向や県の状況を踏まえて、昭和55年(1980年)に初めての女性計画にあたる「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」が策定されました。昭和61年(1986年)には「男女平等社会確立のための埼玉県計画」が策定され、平成7年(1995年)には「2001彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。

また、平成11年(1999年)に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、地域性を考慮した男女共同参画施策を推進するため、平成12年(2000年)に全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定され、あわせて、全国では初めて「男女共同参画苦情処理機関」が設置されました。平成14年(2002年)には同条例に基づく「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定するとともに、県の男女共同参画の拠点施設となる「埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさいたま)」が開設されました。

平成18年(2006年)には、3カ年を計画期間とする「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定され、その後、平成21年(2009年)には、改正DV防止法に基づいた「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」を、平成24年(2012年)には「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」が策定され、取り組みを進めています。

平成19年(2007年)には、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の中間 見直しを行い、「埼玉県男女共同参画推進プラン」が策定されました。

平成24年(2012年)には、産業労働部にウーマノミクス*課が設置されるとともに、男女共同参画推進センター内の女性キャリアセンターがウーマノミクス課に組織変更されるなど、女性の就労支援にも力を入れています。

同年、「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の 実現を目指した取り組みを進めています。

※ウーマノミクス:ウーマン +エコノミクスの造語で、 女性の活躍によって経済を 活性化することを意味しま す。ゴールドマン・サック ス証券のキャシー・松井氏 が提供した考え方です。



(2) 蕨市のあゆみ

蕨市では、昭和56年(1981年)策定の「蕨市基本構想」の理念に「人間を大事にする」を掲げ、翌年の「蕨市基本計画」では「婦人」の項目立てを行い、「婦人の地位向上のための啓蒙と環境整備の充実に努める必要」を示して、女性問題の解決を市政の課題に位置付けました。「国連婦人の十年」の最終年にあたる昭和60年(1985年)には、市内24の女性団体が一堂に会して、記念事業を行ったことをきっかけに、市でも「婦人対策プロジェクトチーム」を設け、昭和62年(1987年)に「男女共同参画型社会の実現をめざして」という構想を策定しました。また、同年、「蕨市婦人行政連絡会議」(平成2年に男女平等行政推進会議と改称)を、昭和63年(1988年)には市民、女性団体、関係機関の職員で構成する「蕨市女性問題会議」を設置しました。

一方、平成2年(1990年)に市制施行30周年事業として開かれた「女性の祭典」をきっかけに、団体の代表者や有志の方々が集まり、平成4年(1992年)に市民主体の「蕨市男女平等推進市民会議」が発足しました。

そして、平成4年(1992年)には、「蕨市女性問題会議」からの提言を受け、185の事業からなる「男女平等行動計画 パートナーシッププラン185」を策定、平成10年(1998年)には後期計画を策定し、男女平等啓発紙「パートナー」の発行や男女平等作文などの作品募集事業、男女共同参画展示事業など、さまざまな事業施策に取り組んできました。

平成13年(2001年)、行動計画の終了時期を迎えるにあたり設置した「男女共同参画プラン策定懇話会」から、「計画策定を先送りにしても、よりどころとなる男女共同参画を進める条例作りを目指せ」という提言があり、市ではその提言を尊重して、条例について検討する「男女共同参画市民懇談会」を設け、「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を平成15年(2003年)に施行しました。同年、条例に基づく「男女共同参画推進委員会」を設置し、平成16年(2004年)には、条例に基づいた計画として「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」を策定し、総合的・計画的に推進してきました。平成21年(2009年)には、後期計画として見直しを行い、一層の充実を図っています。

また、配偶者等からの暴力への対策について、平成19年(2007年)の「改正DV防止法」で、市町村基本計画の策定が努力義務になったのを受け、平成24年(2012年)に、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」から独立した下位の計画として「蕨市DV防止基本計画」を策定し、DV防止および被害者の支援についても力を入れて推進しています。



3 計画の基本理念

この計画は、蕨市男女共同参画パートナーシップ条例第3条にある7つの 基本理念を、この計画の基本理念とします。

- (1) 男女は、一人の人間として尊重され、性別による差別的取り扱いを受けないことや能力が発揮できる機会が保障されることなど男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女は、社会で活動するときに、固定的性別役割分担意識*に基づいた社会の制度や慣習の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等なパートナーとして、大事なことを考えたり、決めたりする場に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動が行われるようにすること。
- (5) DV*やセクシュアル・ハラスメント*、虐待など女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、このような人権侵害をなくすこと。
- (6) 男女は、お互いの性を理解し、健康に配慮するとともに、妊娠や出産 など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されるこ と。
- (7) 国、県、他市町村と連携し、国際的な理解、協力の下に行われること。

※固定的性別役割分担意識: 個人の能力等で役割分担を 決めるのではなく、「男は 仕事、女は家庭」など、性 別を理由として役割を固定 的に分ける意識をいいま す。

※DV:1ページ参照

※セクシュアル・ハラスメント(sexual harassment):性的ないやがらせのことで、言葉によるものからで、動力におよぶものありまずまな形態があまります。男女雇用機会均等法で、までは、職場におけるセクシュアル・ハラスメントとして相手方の意に反する性的なによって仕事を遂行する対で、一定の不利益を与えて、一定の、就業環境を悪化さっとと規定しています。



4 計画の目標

男女が平等で自分らしく 活躍できるまち蕨の実現

5 市、市民、事業者の責務

蕨市男女共同参画パートナーシップ条例第4条、第5条、第6条に基づいて、本計画の施策を推進するため、市、市民、事業者の責務を次のとおりとします。

(市の責務)

- (1) 男女共同参画に必要な施策を総合的に計画し、実施します。
- (2) 市民や事業者と協力し、男女共同参画を進めます。
- (3) 男女共同参画に必要な体制を整え、財政上の措置を行うように努めます。

(市民の責務)

- (1) 固定的性別役割分担意識やその意識に基づいた制度や慣習を見直し、改めていきます。
- (2) 家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野に積極的に参画し、 男女共同参画に努めます。
- (3) 市が行う施策に積極的に協力します。

(事業者の責務)

- (1) 事業活動のなかに男女が共同して参画することができる体制づくりに努めます。
- (2) 市が行う施策に積極的に協力します。



6 前回プランの重要施策の実績と課題

(1) 女性に対する暴力をなくすために総合的な対策を進めること

指標	計画策定時 (H15)	後期計画策定時 (H20)	現状値 (H25)	策定時との 比較	目標値 (H25)
「家庭生活」の分野で平等になっている	32.3% 平成15年度	30.5% 平成20年度	29.4% 平成25年度	<u> </u>	50%
と考える市民の割合	市民意識調査	男女共同参画市民意識調査	男女共同参画市 民意識調査		
ドメスティック・バ イオレンスの言葉も	61.6%	74.6%	84.1%	5.7	1000/
内容も知っている市 民の割合	平成15年度 市民意識調査	平成20年度 男女共同参画市 民意識調査	平成25年度 男女共同参画市 民意識調査		100%
セクシュアル・ハラ スメントの言葉も内	79.5%	79.4%	88.6%	\supset	1000/
容も知っている市民 の割合	平成15年度 市民意識調査	平成20年度 男女共同参画市 民意識調査	平成25年度 男女共同参画市 民意識調査		100%
相談を求めたDV被	4.3%	9.5%	9.1%	\sum	100/
害者が公的な窓口を 利用した人の割合	平成13年度 市民意識調査	平成20年度 男女共同参画市 民意識調査	平成22年度 配偶者からの暴 力に関する調査		10%
「女性の心と生き方」	3.1人	3.5人	6.8人	\square	5人
相談の利用人数 (月平均) 	平成15年度 (月2回実施)	平成20年度 (月2回実施)	平成24年度 (月4回実施)		達成
 「女性の心と生き方」 相談において暴力を	36.0%	40.5%	8.6%	Σ.]	20%以内
訴えた相談者の割合 (主訴と背景の合計)	平成15年6月~ 平成16年1月	平成20年度	平成24年度		達成

※DV:1ページ参照※セクシュアル・ハラスメント:7ページ参照

蕨市では、女性に対する暴力をなくすために、DV*防止講演会や講座の開催、セクシュアル・ハラスメント*およびDV防止の啓発パンフレットの作成、相談をはじめとする被害者支援、職員研修など幅広い取り組みを行ってきました。また、平成24年には「蕨市DV防止基本計画」を策定し、さらに力を入れて総合的・計画的に取り組んできました。

掲げた指標については、女性相談の利用率など被害者支援に関わる項目では概ね目標を達成しましたが、「DVおよびセクシュアル・ハラスメントの言葉の認知度」は大きく上昇しているものの目標には届かず、「家庭生活が平等であると答えた市民の割合」は調査のたびに減少する結果となってしまいました。

凡:計画策定時から改善

列 : 計画策定時から悪化



(2) 女性のエンパワーメントを支援し、 女性のチャレンジ支援を推進すること

指標	計画策定時 (H15)	後期計画策定時 (H20)	現状値 (H25)	策定時との 比較	目標値 (H25)
 審議会における女性委 員の割合	33.5% 平成15年4月1日	33.8% 平成20年4月1日	33.8% 平成25年4月1日		40%
ж-или	現在	現在	現在	_	
各種団体の会長に女性	21.7%	23.0%	28.3%		30%
の占める割合	平 成15年10月1 日現在	平成20年4月1日 現在	平 成25年10月1 日現在	*	30 70
女性の年代別労働力率 (底の部分=35歳~	54.1%	57.3%	61.8%		60%
39歳層)	平成12年度国勢 調査	平成17年度国勢 調査	平成22年度国勢 調査		達成
 「子どものときから女 性にはリーダーとなる	38.3%	10.2%	11.4%		15%
訓練の機会が少ない」 と考える市民の割合		平成20年度男女 共同参画市民意 識調査			達成
女性の就業者総数に占 める管理職的職業に従	0.8%	0.73%	0.71%		5%
事している女性の割合	平成12年度 国勢調査	平成17年度 国勢調査	平成22年度 国勢調査	Σ	J /0
市男性職員の育児休業	0人	1人	1人		1人以上
取得人数	平成14年度	平成19年度	平成24年度	· ·	達成
他機関への派遣研修を受ける市女性職員の割	33.6%	27.8%	26.5%		40%
対のの可女性職員の制	平成14年度	平成19年度	平成24年度	\	40 70

蕨市では、女性のエンパワーメント*支援として、女性指導者養成講座や 県キャリアセンターとの連携による講座の開催、市女性職員の管理職登用、 審議会委員等への女性の登用などに取り組んできました。

指標については、この10年間で「女性の年代別労働力率」は上昇し、「"子どものときから女性にはリーダーとなる訓練の機会が少ない"と考える市民の割合」も減少するなど改善項目がある一方、「審議会における女性委員の割合」や、「各種団体の会長に女性の占める割合」は目標値までは届かず、「女性の就業者総数に占める管理職的職業に従事している女性の割合」や、「他機関への派遣研修を受ける市女性職員の割合」については逆に減少するなど、女性の登用やエンパワーメント支援をより一層進めていかなければならないことが分かりました。

※エンパワーメント:3ページ参照

用語解説



(3) 仕事と生活の調和を推進し、地域の男女共同参画を進める

指標	計画策定時 (H15)	後期計画策定時 (H20)	現状値 (H25)	策定時との 比較	目標値 (H25)
地域活動に参加している 市民の割合 ("参加してい	女性36.5% 男性33.2%	30.4%	28.3%	\	45%
ない"と"無回答"の回 答者の割合を引いた数)	平成14年度市民 意識調査	平成20年度市民 意識調査	平成25年度市民 意識調査	M	43 %
ボランティアセンター	779人	個人50人 団体34団体	1,336人		1,000人
の登録者数	平成15年度	平成19年度	平成24年度		達成
会の運営において女性 は雑用などの仕事の分	22.0%	18.4%	26.0%	<u> </u>	100/
担があると考える会員 の割合	平成15年中央地域· 男女共同参画調査	平成20年度男女共同 参画市民意識調査	平成25年度男女共同 参画市民意識調査		10%
社会通念・慣習・しきたりなどで男女平等に	9.3%	14.6%	11.9%	\square	000/
なっていると思う人の 割合	平成15年度市民 意識調査	平成20年度男女共同 参画市民意識調査	平成25年度男女共同 参画市民意識調査		30%
各種団体の会長に女性	21.7%	23.0%	28.3%	57	000/
の占める割合 (再掲)	平成15年10月 1 日現在	平成20年4月1 日現在	平成25年10月 1 日現在		30%
女性指導者セミナーの	83人	271人	147人	\square	150
参加者数(延べ)	平成15年度	平成19年度	平成24年度		150人

蕨市では、仕事と生活の調和を推進し、地域の男女共同参画を進めるために、地域や公民館と連携してさまざまな取り組みを行ってきました。男女共同参画モデル地域を中央、塚越、錦町、南町の各地区にそれぞれ2年ずつ指定し(中央地区については3年)、各地区のコミュニティ委員会を中心に、男女共同参画講演会などの事業を開催してきました。また、男女共同参画啓発紙「パートナー」で男性の育児や介護の特集、「イクメン*・料理男子フォトコンテスト」の開催、公民館でのイクメン応援講座の開催などにも取り組んできたところです。

しかし、地域活動における男女共同参画の現状は、「各種団体の会長に女性の占める割合」は目標値には届かず、「会の運営において女性は雑用などの仕事の分担があると考える会員の割合」は逆に増加してしまう結果となりました。「社会通念・慣習・しきたりなどで男女平等になっていると思う人の割合」も目標には届きませんでした。地域活動の参加については、「ボランティアセンターの登録者数」は増加しているものの、「地域活動に参加している市民の割合」は減少しています。このように、各種取り組みは行って

※イクメン: 育児を積極的に 楽しみ、自分自身も成長す る男性のこと。



きているものの、地域活動における男女共同参画や固定的性別役割分担意識 の改善は、あまり進んでいないことが調査結果から分かりました。



人権講演会「DVシンポジウム」



イクメン応援講座 「パパと子のクッキングスクール」

第2部 計画の重点施策

- 1 男女間の暴力防止と被害者への支援
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 地域における男女共同参画の推進





※ワーク・ライフ・バランス: 仕事と生活(家事や育児、

介護、地域活動など仕事以 外の活動)の調和のことで

第2部 計画の重点施策

本計画で積極的に取り組む施策を重点施策として3項目を位置付けます。

- 1 男女間の暴力防止と被害者への支援
- 2 ワーク・ライフ・バランス*の推進
- 3 地域における男女共同参画の推進
- ・本計画では、今後10年間における重点施策に関連する指標と目標値を掲げました。この指標と目標値は事業の実施を通して、市民や地域にどのような成果が現れることを目指すのか、そのねらいや方向性を分かりやすく示すものです。
- ・指標は、事業の成果を検証し、計画の見直しなどの参考とします。また、 目標値に向けては、市民、事業者、行政が力を合わせて男女が平等で自分 らしく活躍できるまちづくりを進めていくことが重要となります。
- ・これらの指標および目標値は今後とも、定期的に状況を把握するとともに、 必要に応じて、見直しを行っていくものとします。

現状値や事業の進捗見通し、過 去からの推移、今後の方向性な どを参考にして設定しています。

指標と目標水準の設定(例)

指標	現状値	目標値 (H35)
DV(ドメスティック・バイオレンス)の用	84.1%	050/
語の認知度	平成25年度男女共同参画	95%
	市民意識調査	
ロソの言葉 ものも ねっていて しの刺入04.10/ も田	************************************	+ + -

DVの言葉も内容も知っている人の割合84.1%を現状値とし、ほとんどの人が言葉も内容も理解することを目標とします。

※現状値は直近の数値を示しました。

指標として取り上げた目的や 目標とする水準の考え方です。

用語解説



1 男女間の暴力防止と被害者への支援

DV*をはじめ、セクシュアル・ハラスメント*、性暴力、ストーカー行為*等、男女間における暴力は人権を侵害する行為であり、どんな理由があっても許されるものではありません。平成24年度の警察庁の統計によると、DV事案の被害者の性別は、女性94.6%、男性5.4%であり、ストーカー事案の被害者の性別は、女性87.4%、男性12.6%となっています。平成24年度の男女共同参画白書によると、セクシュアル・ハラスメントの相談者の性別は、女性91.4%、男性8.6%です。

このように、これらの暴力の被害者の多くは女性であり、女性差別をはじめ男女のさまざまな格差による社会構造的な問題が根底にあるといえます。

蕨市では、平成24年2月に「蕨市DV防止基本計画」を策定し、DVの防止と被害者への支援に力を入れて取り組んでいます。今後は、女性被害者への相談、支援をより充実させるとともに、男性被害者への相談体制についても検討していくことが必要です。

また、DV以外の男女間の暴力についても、犯罪行為もしくは重大な人権 侵害行為であることの周知を図り、暴力の根絶に向けた取り組みと被害者へ の支援を推進していくことが重要です。

施策の方

- ・蕨市DV防止基本計画に基づき、総合的・計画的に推進します。
- ・DVおよびデートDV*の防止、さまざまな男女間暴力の防止に向けた意識啓発や教育の充実を図ります。
- ・関係機関との連携により、被害者への相談体制および支援の充実を 図ります。

蕨市「女性の心と生き方相談」および「DV相談」件数の推移 180 156 160 143 140 120 100 □DV相談 81 74 80 60 60 45 + 40 24 18 20 Ω H20 H21 H22 H23 H24

市民活動推進室調べ

- ※「女性の心と生き方相談」は、市委託のフェミニストカウンセラーによる相談
- ※「DV 相談」は、市職員による相談

※DV:1ページ参照

※セクシュアル·ハラスメント:7ページ参照

※ストーカー行為:特定の者 に対する恋愛感情その他の 好意感情またはそれが満た されなかったことに対する 怨恨の感情を充足する目的 で、その特定の者またはそ の家族などに対して行う 「つきまとい等」を繰り返 して行うことです。

※デートDV:同棲していない恋人間でおきる暴力のことです。



指標	現状値	目標値 (H35)
DV(ドメスティック・バイオレンス)の用	84.1%	95%
語の認知度	平成25年度男女共同参画 市民意識調査	95%

DVの言葉も内容も知っている人の割合84.1%を現状値とし、ほとんどの人が言葉も内容も理解することを目標とします。

 「家庭生活」の分野で平等になっていると考	29.4%	400/
える市民の割合	平成25年度男女共同参画 市民意識調査	40%

家庭内における男女の上下関係がDVの根底にあることから、家庭生活が平等になっていると考える市民の割合が上がることを目標とします。

88.6%	050/
平成25年度男女共同参画 市民意識調査	95%

セクシュアル・ハラスメントの言葉も内容も知っている人の割合88.6%を現状値とし、ほとんどの人が理解することを目標とします。

DVの防止および理解のための講座や講演会	3回	6回
などの開催回数	平成24年度	OE

市民を対象としたDVやデートDV防止啓発のための講座や講演会の開催数を増やし、理解を深めることを目標とします。

+/0.=7+\.\.+7.D\\.\+0.**\	156件	200件
市役所におけるDV相談の件数(のべ)	平成24年度	2001+

公的な機関への相談がDV被害者への支援につながることから、市役所のDV相談窓口が周知され、DV被害者からの相談件数が増加することを目標とします。

 「女性の心と生き方相談」の利用者数	6.8人	o i
(月平均)	平成24年度(月4回実施)	97

女性が抱えるさまざまな悩みを、身近な蕨市で安心して相談できる「女性の心と生き方相談」の利用者数が増加することを目標とします。



平成25年11月12日~11月25日の「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせて実施したパープルリボン展会場:南公民館 協力団体:家庭倫理の会蕨支部 ※パープルリボンはこの運動のシンボルです。



2 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がお互いに協力し、家庭生活、職業生活、地域活動にともに参画できるような「ワーク・ライフ・バランス*」(仕事と生活の調和)が求められています。平成19年(2007年)に策定された「ワーク・ライフ・バランス憲章(内閣府)」によると、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」のことです。

そのような社会を実現するためには、就業の継続を願う女性が働き続けられる環境整備とともに、男性が家庭生活や地域活動に参画できるよう長時間労働の解消や固定的性別役割分担意識*の見直しなどの意識改革を進めることが必要です。

男女が同じように家庭生活、職業生活、地域活動に参画することは、女性 登用の促進につながることも期待できることから、ワーク・ライフ・バランス の推進効果は多岐にわたるといえます。

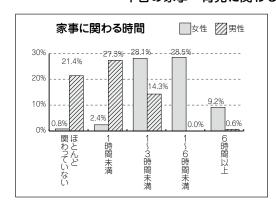
施策の方向

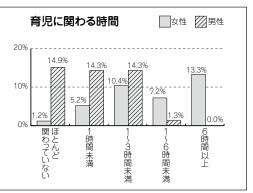
- ・男性の働き方の見直しと意識改革により男女のワーク·ライフ·バランスを推進します。
- ┃・育児や介護と仕事の両立を支援するための環境整備に取り組みます。

※ワーク・ライフ・バランス: 13ページ参照

※固定的性別役割分担意識: 7ページ参照

平日の家事・育児に関わる時間のグラフ(男女別)





平成25年度蕨市男女共同参画市民意識調査



指標	現状値	目標値 (H35)
ワーク・ライフ・バランスの用語の認知度	25.5%	4=0/
	平成25年度男女共同参画市民 意識調査	45%
ワーク・ライフ・バランスの言葉も内容も知っている	 人の割合25.5%を現状値とし、	理解が進む

ワーク・ライフ・バランスの言葉も内容も知っている人の割合25.5%を現状値とし、理解が進むことを目標とします。

 仕事と生活のバランスが取れていると感じて	56.5%	050/
いる人の割合	平成25年度男女共同参画市民 意識調査	65%
11 - 1 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		

仕事と生活のバランスが「取れている」「どちらかといえば取れている」と感じている人の割合 が増えることを目標とします。

 育児や介護のための休業制度を利用できると	53.1%	050/
考えている人の割合	平成25年度男女共同参画市民 意識調査	65%

「育児や介護が必要な家族がいた場合、育児や介護の休業制度を利用できる」と考えている人の割合が増えることを目標とします。

平日に家事や育児に関わってい (ほとんどしていない、無回答	 杏児	66.3% 66.2%	各75%
人を引いた割合)	平成25年度男女 意識調査	共同参画市民	1070

平日に家事と育児に関わっている男性の割合が増加し、男性の家事・育児への参画が進むこと を目標とします。

保育所入所待機児童数	33人	0.1
	平成25年4月1日現在	

保育園に子どもを預けて安心して働けるよう、保育園の待機児童が解消することを目標とします。

平成22年度国勢調査	35歳~39歳の女性の労働力率	61.8%	70%
		平成22年度国勢調査	7076

女性の労働力率の底である35歳~39歳の女性の労働力率が増えることを目標とします。



平成25年度イクメン・料理男子 フォトコンテスト

「イクメン大賞」受賞作品 タイトル:初めての注射 受賞者:島口裕香さん





3 地域における男女共同参画の推進

豊かで活力のある地域社会を築くためには、男女がともに地域社会の一員として、対等な立場で、その個性と能力を発揮することが大切です。しかしながら、町会をはじめとする地域活動の方針決定などを行う会長職や役員の多くは男性が担っており、地域活動における男女の立場や仕事の分担には、固定的な性別役割分担に基づく意識がまだまだ残っています。

このようなことから、地域活動における慣習や固定的性別役割分担意識*を払しょくし、男女がともに参画し、協力し、支えあいながら地域社会を作り上げていくことが必要です。

とりわけ、東日本大震災以降、意識が高まっている地域防災の分野については、これまでの男性中心の体制から、女性の視点やニーズを取り入れ、男女がともに参画していくことが求められています。

施策の方向

- ・団体の長における女性の割合を増加させるとともに、固定的性別役割 分担意識を払しょくし、地域での男女共同参画を進めます。
- ・男女共同参画モデル地域の指定および男女共同参画推進員により、地域における男女共同参画を効果的に推進します。
- ・市と市民、事業者との協働により推進します。
- ・男女共同参画の視点に立った地域防災の推進を図ります。

PEACE SERVICE

平成25年度蕨市協働提案事業「機織り体験教室」/実施団体:はたごっこ

※固定的性別役割分担意識: 7ページ参照



指標	現状値	目標値 (H35)
地域活動に参加している市民の割合 ("参加していない"と"無回答"を除いた割合)	男性 24.5% 女性 30.9%	男性 35% 女性
	平成25年度市民意識調査	40%

市民の地域活動への参加状況をみます。市民が地域活動に参加する割合が増加することを目標とします。

「地域活動」の分野で平等になっていると考	37.4%	F00/
える市民の割合	平成25年度 男女共同参画市民意識調査	50%

地域活動における男女共同参画推進のため、地域活動の分野で男女の上下関係がなく「平等」になっていると考える市民の割合が増えることを目標とします。

 会の運営において女性は雑用などの仕事の分	26.0%	4.007
担があると考える会員の割合	平成25年度 男女共同参画市民意識調査	10%

地域活動における固定的性別役割分担意識をみます。地域活動での男女共同参画が進むよう、女性には雑用などの分担があるという割合を減らすことを目標とします。

各種団体の代表者に占める女性の割合	27.5%	35%
	平成25年10月1日現在	35%

市民活動における本市の女性リーダーの割合をみます。「会長は男性で女性はそれを支える」といった慣習をなくすために、各種団体の会長の女性割合を増やすことを目標とします。

蕨市協働事業提案制度への応募件数	5事業	累計
	平成25年度	40件

市民団体と市との協働事業を提案できる制度の応募事業数が増えることは、市民活動が活性化している指標となることから、応募事業数の増加を目標とします。

蕨市防災会議の女性委員割合	11.8%	15%
	平成25年4月1日現在	15%

これまで委員のほとんどが男性だった防災会議において、女性委員の割合が増えることが、地域防災における男女共同参画につながることから、防災会議の女性委員割合の増加を目標とします。



平成25年度

「体験型防災セミナー」 主催:わらび市民ネット 会場:中央公民館



第3部 計画の内容

1 計画の体系

2 施策と具体的事業

基本目標 I 男女の人権の尊重と意識改革

基本目標Ⅱ 男女共同参画の環境づくり

基本目標皿 目標達成に向けた計画の推進





第3部 計画の内容

計画の基本理念

人権の尊重

大事なことを 決める場への 参画 「女だから男だから」と決めつけた意識や慣習の 見直し

女性の性と 生殖に関する 健康と権利の 尊重

計画の目標 男女が平等で 自分らしく 活躍できるまち 蕨の実現

家庭や仕事、 活動の場など の両立

国、県、他市町村 との連携 国際的理解・協力

性別による権利 侵害の禁止



1 計画の体系

目標 課題1 男女共同参画意識の啓発 男女が平等で自分らしく活躍するまち蕨の実現 基本目標I 男女平等および男女共同参画 課題2 を推進する教育・学習の充実 男女の人権の尊重と意識改革 課題3 男女間の暴力防止と被害者支援 政策・方針決定過程への女性の 課題1 男女がともに働きやすい環境 課題2 づくり 基本目標Ⅱ 男女共同参画の環境づくり 男女がともに支え合う地域社 課題3 会づくり 課題4 男女の生涯にわたる健康づくり 基本目標Ⅲ 目標達成に向けた計画の推進



施策

- 固定的な性別役割分担意識の解消および社会制度・慣行の見直し
- 2 男性にとっての男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った表現の浸透
- 4 男女共同参画に関する情報および資料の収集・提供
- 1 学校等における男女平等教育の推進
- 2 地域における男女共同参画に関する学習の推進
- 1 男女間の暴力のない社会づくりの推進
- 2 DV の防止対策および被害者への支援 別冊: 蕨市 DV 防止基本計画

- 3 セクシュアル・ハラスメント防止の対策および被害者の支援
- 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 2 女性の参画促進に向けた人材の育成および人材情報提供
- 1 男女のワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 働く場における男女共同参画の推進
- 3 女性の多様な働き方への支援
- 1 男女がともに取り組む地域活動の推進
- 2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- 1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 2 性差に応じた生涯にわたる健康支援
 - 1 計画実行に向けた適切な進行管理の実施
 - 2 庁内の推進体制の充実とモデル事業所としての市役所の実現
 - 3 市民・事業者との協働による男女共同参画の推進
 - 4 国際的視野に立った男女共同参画の推進
 - 5 男女共同参画苦情処理体制の検討

3つの重点施策

1

男女間の暴力防止 と被害者への支援

2 ワーク・ライフ・バラ ンスの推進

3 地域における男女共 同参画の推進



2 施策と具体的事業

基本目標I

男女の人権の尊重と意識改革

課題1 男女共同参画意識の啓発

現状と課題

性別に関係なく誰もが個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のさまざまな分野に参画することのできる男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりがお互いの人権を尊重するとともに、男女共同参画に対する理解を深めることが重要です。

しかしながら、平成25年度の「市民意識調査」では、男女の平等感について、 全体の半数以上の人が、家庭生活、職場、政治の場、社会通念・慣習・しき たり、社会全体の各分野で「男性の方が優遇されている」と答えました。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛成する人が42.1%、反対する人が39.9%と、賛成が反対を上回る結果となり、固定的性別役割分担意識*がいまだ根強いことが分かりました。このような意識は個人的な志向と思われがちですが、実際は社会制度や慣行などに大きく影響を受けているため、固定的性別役割分担意識の解消に向けては、意識啓発とあわせて社会制度・慣行の見直しを行うことも必要です。

また、男女共同参画社会の形成は、男性にとっても必要なものであり、男性がより暮らしやすくなるものであるとの理解を深めることも重要です。特に固定的な性別役割分担意識は、男性を仕事という役割のみに固定することにつながり、男性が家庭生活、地域生活へ参画し心豊かな生活を送ることを妨げ、男性の生き方の選択の幅を狭める一因ともなっています。

そのため、男女共同参画社会の実現を目指すために、あらゆる機会を捉え、 男女共同参画に関する啓発や情報提供を続けていくことが必要です。 ※固定的性別役割分担意識: 7ページ参照



施策 1 固定的な性別役割分担意識の解消および社会制度・慣行の見直し

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 男女共同参画に関する啓発 固定的な性別役割分担意識の解消、社会制度や慣行の見直しを図るため、男女共同参画に関するさまざまな課題を取り上げた幅広い啓発活動を実施します。事業の実施にあたっては、「男女共同参画週間」などの機会を捉えて、モデル地域を中心に積極的に事業を展開していきます。	市民活動推進室 公民館 コミュニティ・センター
具体的事業・取り組み 男女共同参画パネル展、公民館報への男女共同参画情報の掲載(市民活動推進室、公民館、コミュニティ・センター)、男女共同参画啓発 紙「パートナー」の発行、男女共同参画作品募集事業(市民活動推進室) 等	

施策2 男性にとっての男女共同参画の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 男性にとっての男女共同参画についての理解促進 固定的性別役割分担意識が男性にもたらす重圧や男性の心身 の健康の問題について理解し、その意識を解消するための啓発 を行います。また、男性の長時間労働を解消するため、男性に とってのワーク・ライフ・バランスの必要性についても意識啓発 を行います。	市民活動推進室公民館
具体的事業・取り組み 男女共同参画パネル展、公民館報への男性にとっての男女共同参画情報掲載(市民活動推進室、公民館)、男女共同参画啓発紙「パートナー」での特集(市民活動推進室)等	
(2) 男性の家事・育児・介護等の家庭生活への参画促進 「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担を見直し、 男性が家庭において育児・家事・介護に参画することを促進する事業を実施します。 具体的事業・取り組み イクメン・料理男子フォトコンテスト(市民活動推進室)、父と子の 料理教室(市民活動推進室、公民館)、一日保育士体験(保育園)、パ パママ親子フィットネス(福祉・児童センター、児童館)、両親学級(保 健センター)、学校公開の土曜日開催(学校教育課)、男の料理教室(公 民館)等	
(3) 男性の地域活動の参画促進とネットワークづくり支援 仕事中心の生活を送っている(送っていた)男性が地域社会において人と人とのつながりを大切にしながら暮らしていけるよう、男性の地域活動への参画促進と地域でのネットワークづくりを支援します。 具体的事業・取り組み 市民活動ネットワークフォーラム(市民活動推進室)、地域デビュー講座(公民館)等	市民活動推進室公民館



施策3 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 男女共同参画表現ガイドの活用 男女共同参画の視点に立った「表現ガイド」(埼玉県作成)の 活用を図り、固定的性別役割分担意識*を助長するような表現、 差別的な表現、性を商品化するような表現等をなくすよう取り 組みを進めます。	市民活動推進室 秘書広報課 (全庁)
具体的事業・取り組み 市広報、市ホームページ、その他市の発行物への表現ガイドの活用(秘書広報課、市民活動推進室、その他関係課)等	

施策4 男女共同参画に関する情報および資料の収集・提供

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 効果的な男女共同参画情報の提供 市民編集委員による男女共同参画啓発紙「パートナー」を発行し、親しみやすく分かりやすい啓発および情報の提供に努めます。また、市ホームページを活用して男女共同参画情報の提供に努めるとともに、「広報蕨」やケーブルテレビの「ハローわらび」を活用した男女共同参画情報の提供を行います。あわせて、公民館報等を活用した男女共同参画情報の提供を行います。	市民活動推進室 秘書広報課 公民館
具体的事業・取り組み 男女共同参画啓発紙「パートナー」の発行(市民活動推進室)、市広報、 市ホームページ、ケーブルテレビの「ハローわらび」での男女共同 参画情報提供(秘書広報課、市民活動推進室)、公民館報への男女共 同参画情報の掲載(市民活動推進室、公民館)等	
(2) 男女共同参画資料の収集および提供 図書館および市役所市民活動推進室内の行政資料コーナーの 男女共同参画に関する図書や映像資料等の充実を図ります。	市民活動推進室図書館
具体的事業・取り組み 男女共同参画関係図書、統計資料・ビデオやDVD等の映像、パンフレット等の収集および提供(市民活動推進室、図書館)、男女共同参画白書の作成・公表(市民活動推進室)等	

※固定的性別役割分担意識: 7ページ参照



課題2 男女平等および男女共同参画を推進する教育・学習の充実

現状と課題

男女がお互いの人権を尊重することは、男女共同参画社会の実現のために不可欠であり、そのためには、学校・家庭・地域等のあらゆる場において、男女平等および男女共同参画に関する教育・学習を行うことが重要であるといえます。

蕨市では、平成14年度に小・中学校全校で男女混合名簿が導入されたのをきっかけに、学校における男女平等教育推進の機運が高まりました。学校では、教科や特別活動における指導に限らず、教育活動全体を通して男女平等・男女共同参画の意識の育成を図っています。「市民意識調査」の結果では、各分野の男女の平等感のうち、「平等」と答えた人の割合が最も高かったのは「学校教育の場」(60.0%)であり、学校における男女平等教育が着実に推進されていることが分かります。

一方、学校教育以外での学習について、蕨市が「男女共同参画やDV防止に関するセミナーや講座の開催」をしていることを知っている人は11.9%と少なく、地域における男女共同参画に関する生涯学習の推進には、さらに力を入れていく必要があります。

さらに、人権尊重や男女平等の意識は、幼い時からの周りの環境や態度によって育てられるため、男女平等の視点に立った家庭教育を進めていくことが大切です。

そのため、学校での男女平等教育を中心としながら、家庭、地域等のあらゆる場において、また生涯を通じて教育・学習を続けられる環境づくりが重要であるといえます。



命の大切さや思いやりを育む「人権の花運動」(中央東小学校)



施策1 学校等における男女平等教育の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 男女平等の視点に立った保育の推進 園児に対して固定的性別役割分担意識*を持たせないような保育を実施することにより、保育園での男女平等に取り組みます。	児童福祉課 保育園
具体的事業・取り組み 固定的性別役割分担意識を持たせないような保育の実施(保育園)等	
(2) 児童・生徒への男女平等教育の推進 児童・生徒に向けて、発達段階に応じた男女平等教育や男女 共同参画の大切さについての意識の育成を図ります。小学校に おいては、各教科等の特性を生かし、学校の教育活動全体を通 して男女平等の意識の育成を図ります。中学校では、異性への 関心を踏まえて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれ ないよう、個性を生かす教育課程に立って、男女平等教育の推 進を図ります。 具体的事業・取り組み 教育活動全体を通しての男女平等の意識の育成、男女平等教育(学 校教育課)等	学校教育課
(3) 教職員、保育士等への男女平等意識の啓発・研修 園児および児童・生徒を指導、育成する立場にある保育士および教職員にむけて男女平等意識の啓発や研修を行います。 具体的事業・取り組み 県や各団体主催の研修会への参加、啓発リーフレットの配布(保育園、学校教育課)等	児童福祉課 保育園 学校教育課
(4) 保護者への啓発の充実 PTA研究協議会等を活用し、保護者に向けた男女共同参画の 啓発を行います。また、保護者会等の機会を捉えた男女平等および男女共同参画の啓発に努めます。 具体的事業・取り組み PTA研究協議会での啓発(生涯学習スポーツ課)、保護者会等での啓発(保育園、学校教育課)等	生涯学習スポーツ課 児童福祉課 保育園 学校教育課

※固定的性別役割分担意識: 7ページ参照



施策2 地域における男女共同参画に関する学習の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 男女共同参画の視点に立った家庭教育についての学習機会の 提供を行います。また、「親の学習」等についても男女共同参 画の視点に立った家庭教育の学びが実施されるよう努めます。 具体的事業・取り組み 家庭教育学級等での男女共同参画セミナー開催(市民活動推進室、公	市民活動推進室生涯学習スポーツ課公民館
民館)、就学時健診や入学説明会等の機会で「親の学習」の実施(生涯学習スポーツ課)等 (2) 男女共同参画に関する学習機会の充実 男女共同参画のさまざまな課題に対応した男女共同参画セミ	市民活動推進室 公民館 コミュニティ・センター
ナーや講演会を実施します。また、生涯学習出前講座を活用した男女共同参画の学習機会の提供を充実します。特に、モデル地域を中心に積極的に事業を展開していきます。 具体的事業・取り組み	
男女共同参画セミナー、男女共同参画講演会、生涯学習出前講座による男女共同参画講座の実施(市民活動推進室、公民館、コミュニティ・センター)等	



平成25年度男女共同参画モデル地域(南町地区)での男女共同参画講演会タイトル:「ミュージカル落語で聞く男女共同参画」/講師:三遊亭亜郎氏



課題3 男女間の暴力の防止と被害者支援

現状と課題

男女間における暴力は人権を侵害する行為であり、どんな理由があっても許されるものではありません。DV*をはじめ、セクシュアル・ハラスメント*、性暴力、ストーカー行為*等の被害者は、多くの場合女性であり、女性差別をはじめ男女のさまざまな格差等による社会構造的な問題が根底にあるといえます。

蕨市では、平成24年2月に「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(蕨市DV防止基本計画)」を策定し、DV防止と被害者の支援を総合的かつ計画的に推進しています。

DV以外のさまざまな男女間の暴力に対しても、許されない人権侵害行為 または犯罪行為であるという認識を持ち、暴力のない社会づくりに向けた意 識啓発を行う必要があります。

また、雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについても、各事業 所において防止に向けた体制の構築および環境づくりを進め、被害者の相談 体制についても充実させる必要があります。 ※DV:1ページ参照※セクシュアル・ハラスメント:7ページ参照※ストーカー行為:14ページ参照



施策1 男女間の暴力のない社会づくりの推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 男女間の人権尊重の意識啓発 人権講演会や人権教育指導者養成講座等の開催を通じて、人 権尊重の意識啓発を行い、男女間の暴力のない社会づくりを推 進します。また、街頭での人権啓発活動や小学校での人権の花 運動等による幅広い啓発を行います。	市民活動推進室 庶務課 生涯学習スポーツ課 学校教育課
具体的事業・取り組み 人権講演会(庶務課、市民活動推進室、生涯学習スポーツ課、学校 教育課)、人権教育指導者養成講座(生涯学習スポーツ課)、街頭人 権啓発(市民活動推進室、生涯学習スポーツ課)、人権の花運動(市 民活動推進室)等	
(2) ストーカー行為や性暴力等の被害者への支援 住民基本台帳事務に係るストーカー行為等の被害者支援措置 により、被害者情報の保護を図ります。また、警察や犯罪被害 者支援センターとの連携を図り、被害者支援を行います。	市民活動推進室市民課
具体的事業・取り組み 市民相談、女性の心と生き方相談、性暴力等犯罪被害者専用電話「アイリスホットライン」の情報提供(市民活動推進室)、住民基本台帳事務における支援措置(市民課)等	

施策2 DVの防止対策および被害者への支援

蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

(略称:蕨市DV防止基本計画)に沿って対策を進めます。

蕨市DV防止基本計画【別冊】参照

施策3 セクシュアル・ハラスメント防止の対策および被害者への支援

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) セクシュアル・ハラスメントの防止啓発 市民および市内事業所、小・中学校教職員等に向けて、セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発活動を行います。 具体的事業・取り組み セクシュアル・ハラスメント防止啓発パンフレット配布(市民活動推進室、商工生活室)、各学校における倫理確立委員会の実施(学校教	市民活動推進室 商工生活室 学校教育課
育課)等	+074111144
(2) セクシュアル・ハラスメントの相談体制の充実	市民活動推進室
フェミニストカウンセラーによる「女性の心と生き方相談」 や社会保険労務士による「労働相談」等、セクシュアル・ハラ スメントの相談体制を充実します。	
具体的事業・取り組み 女性の心と生き方相談、年金・労働相談(市民活動推進室)等	



基本目標Ⅱ

男女共同参画の環境づくり

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

現状と課題

男女共同参画社会の形成には、男女が対等に政策や方針決定の場に参画し、 ともに責任を担うことが重要ですが、政治・経済・行政・地域等の各分野に おいて、政策や方針決定のできる指導的立場の女性の割合は依然少ないのが 現状です。

蕨市議会においては、女性議員の数は定数18人のうち2人であり、割合は 11.1%と、全国の市議会平均12.8%、埼玉県の市議会平均の20.4%よりも低 くなっています。

また、市の政策を決める場の一つとして各種審議会がありますが、市では 平成8年に「審議会等への女性の登用促進要綱」を定め、積極的に女性委員 の登用を図っており、審議会等における女性委員の割合は、33.8%(平成25 年4月1日現在)と、県内平均の27.0%(平成25年4月1日現在)よりも高水準 を維持しています。しかし、平成15年からは、女性委員の割合は、ほぼ横ば いであり、女性を含む審議会等の割合については、平成22年4月1日の95.6% をピークに減少傾向にあり、今の取り組みのままでは更なる上昇は見込めず、 あて職などの委員の選出方法の見直しやクオータ制*等の新たな取り組みを、 今後検討していく必要があります。

また、市役所の職員のうち、課長級以上の役付き職員の女性の割合は8.8% (平成25年4月1日現在)であり、全国の市(区)役所平均の11.2%、埼玉県の市町村平均の9.8%(ともに平成24年4月1日現在)よりも、わずかに低い割合となっています。

地域活動においては、団体の会長職に女性が少ないという状況が続き、女 性の意見が地域に反映されにくいという問題があります。

今後、政策や方針決定の場に女性の参画を拡大していくためには、ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置)*等の有効な方策を検討しながら、 積極的に女性の参画を進めていくことが求められています。 ※クオータ制(Quta System): 選挙の立候補や国の審議会 の人数などで、男女の比率 の偏りが出ないように性別 によって割り当てる制度の ことです。

※ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置):積極的に女性の登用を進め、男女共同参画を達成しようという考え方です。

用語解説



施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 市の審議会等委員への女性参画の促進 市の政策や方針決定の場に男女がともに参画できるよう、市の審議会等委員への女性の参画を積極的に進めていきます。女性委員の占める割合を、平成35年度までに40%にすることを目指します。女性委員の増加の具体的方策として、公募枠での女性登用や推薦団体への協力要請を行い、ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置)等について検討します。 具体的事業・取り組み 藤市審議会等への女性の登用促進要綱に基づく調査および計画書の提出、ポジティブ・アクションの検討(市民活動推進室)、公募枠での女性登用促進(政策企画室)等	市民活動推進室政策企画室審議会等所管課
(2) 市役所内部における男女共同参画の推進 市役所内部における職域の拡大については、これまで女性の少なかった職場へ女性を配置したり、保育士、看護師など女性だけであった職場に男性を採用するなど、性別に捉われない配置を行います。管理職等への女性登用については、人事異動方針において「女性職員の積極的な登用」を掲げ、女性登用を図ります。また、市職員を対象とした男女共同参画研修を職員研修計画へ位置付けて実施します。 具体的事業・取り組み性別にとらわれない男女の職域の拡大、管理職等への女性登用(人事課)、男女共同参画職員研修(市民活動推進室、人事課)等	市民活動推進室人事課
(3) 事業所・各種団体における女性登用 ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置)の周知などをとおして、市内事業所における管理職等への女性登用促進についての啓発を行います。また、地域の各種団体における会長職への女性の登用についての協力要請を行うとともに、社会的気運の醸成を図ります。 具体的事業・取り組み 女性登用についての啓発(市民活動推進室)、ポジティブ・アクション周知パンフレットの配布(商工生活室)等	市民活動推進室商工生活室



施策2 女性の参画促進に向けた人材の育成および人材情報提供

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 女性の人材育成の促進 女性指導者養成講座等の開催により、女性の人材を育成します。また、女性指導者研修を充実させることにより、女性の人材育成を図ります。	市民活動推進室生涯学習スポーツ課
具体的事業・取り組み 女性指導者養成講座(市民活動推進室)、女性指導者研修(生涯学習 スポーツ課)等	
(2) 人材情報の収集・提供 市の審議会等委員への女性登用を推進するため、女性人材情報を収集した「女性人材リスト」を充実し、活用を図ります。	市民活動推進室
具体的事業・取り組み 女性人材リスト(市民活動推進室)等	



平成22年度女性指導者養成講座「がんばる女性応援講座」(下蕨公民館)



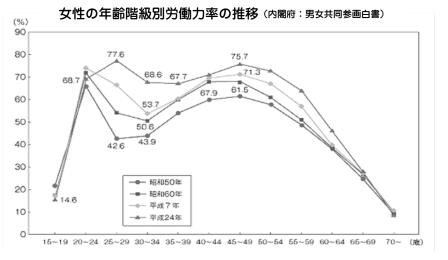
課題2 男女がともに働きやすい環境づくり

現状と課題

男女がともに経済的自立を図ることは、男女共同参画社会を実現するため に重要なことですが、依然、女性の労働力率は、出産・子育て期に低下する M字カーブ*を描きます。「市民意識調査」では、「女性が働き続けることに 障害があると思うか」の問いに、8割近くの女性が「働き続けることに障害 がある | と回答しており、家事の分担について「主として女性がする | と回 答した人の割合は52.3%と、「男女が共同する」の16.4%を大きく上回り、育 児については「主として女性」が31.8%、「男女が共同」19.9%となりました。 また、「現在あなたに、育児や介護が必要な家族がいた場合、育児や介護の ための法律で決められた休業制度を利用できますか」との問いに、女性 58.5%、男性49.6%が「できる」と回答しましたが、平成24年度雇用均等基 本調査(厚生労働省)によると、育児休業取得者は、女性が83.6%、男性は1.89% と、その取得率には非常に大きな差があることから、女性は休業制度が利用 しにくい状況であっても無理に休業をし、男性は制度的には利用できても実 際には利用していないといえます。育児休業の取得率に大きな男女差がある ことは、女性の雇用や採用に少なからず影響を及ぼし、仕事や配置、昇格等 にも影響を与えていると考えられます。男女がお互いに協力し、家庭生活、 職業生活、地域活動にともに参画できるような社会を実現するためには、就 業の継続を願う女性が働き続けられる環境整備とともに、男性が家庭生活や 地域活動に参画できるよう長時間労働の解消や固定的性別役割分担意識*の 改革を進めることが必要です。

※固定的性別役割分担意識: 7ページ参照

※M字カーブ: 4ページ参照



※総務省「労働力調査より作成 ※労働力率は 15 歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

用語解説



施策1 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 家庭生活と職業生活両立のための子育で支援 育児休業制度や短時間勤務制度等の利用促進、ワーク・ライフ・パランス*の推進等の啓発を行います。啓発にあたっては、市民を対象とするだけでなく、商工会議所等と連携し、市内事業所に向けた在勤者への啓発も行います。また、子どもを預けて安心して働くことができるよう、保育事業等の充実を図ります。	市民活動推進室 商工生活室 児童福祉課
具体的事業・取り組み ワーク・ライフ・バランス等の啓発事業(商工生活室)、保育園、留守 家庭児童推進室、ファミリー・サポート・センター等、両立のため の子育て支援事業(児童福祉課)、イクメン応援講座、イクメンフォ トコンテスト(市民活動推進室)等	
(2) 男性の育児休業等取得の促進 父親が取得できる育児のための休暇や育児・介護休業制度等 について啓発を行い、男性の育児休業取得を進めます。啓発に あたっては、男女共同参画講座や男女共同参画啓発紙「パートナー」での啓発を行います。	市民活動推進室
具体的事業・取り組み 男女共同参画啓発紙「パートナー」への掲載、男女共同参画講座(市 民活動推進室)等	
(3) 家庭生活と職業生活両立のための介護支援 介護休業制度や介護サービス等、さまざまな支援を利用することで、仕事と介護の両立を図ります。啓発にあたっては、商工会議所等と連携し、市内事業所に向けた啓発を行います。 具体的事業・取り組み ワーク・ライフ・バランス等の啓発事業(商工生活室、市民活動推進室)、訪問介護、デイサービス、ショートステイ等の介護サービス(介護保険室)等	市民活動推進室商工生活室介護保険室

男女共同参画啓発紙「パートナー」で 男性の家事・育児、介護の特集 ※ワーク・ライフ・バランス:13ページ参照



施策2 働く場における男女共同参画の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 法や制度などの周知 「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「パートタイム労働法」、「労働基準法」等、働く男女にとって必要な各種労働関係法や制度の周知を図り、各法律に基づく取り組みの必要性について啓発を行います。	市民活動推進室商工生活室
具体的事業・取り組み 労働関係法に関するパンフレットの配布(商工生活室)、男女共同参 画啓発紙「パートナー」への掲載(市民活動推進室)等	
(2) 男女共同参画を推進する事業所の拡大 国や県、民間団体等が実施する、事業所に対する好事例の表彰制度や助成金制度、認定制度の周知を図ることで、男女共同参画推進事業所の拡大を図ります。また、市の入札制度においては、県の総合評価方式活用ガイドラインに応じて、男女共同参画を積極的に推進している事業所を加点する制度について検討します。	市民活動推進室商工生活室財政課
具体的事業・取り組み 「均等・両立推進企業表彰(厚生労働省)」、「子育てサポート企業認定(厚生労働省)」、「男女共同参画推進事業所表彰(埼玉県)」、「あったか子育て企業賞(埼玉県)」、「多様な働き方実践企業認定(埼玉県)」等の周知(商工生活室、市民活動推進室)、男女共同参画の視点に立った入札制度(財政課)等	

施策3 女性の多様な働き方への支援

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 女性の多様な働き方への支援 女性の職業能力開発や向上に向けた取り組みを支援するとともに、フルタイム労働だけでなく、在宅勤務や起業等、女性の多様な働き方に関する情報提供をはじめとした支援を行います。また、県のウーマノミクス課や県女性キャリアセンターとの連携により、女性の雇用に関する情報の提供や就労相談窓口を充実します。	市民活動推進室商工生活室
具体的事業・取り組み 県主催事業等の情報提供、就労相談、労働相談(商工生活室、市民 活動推進室)等	



課題3 男女がともに支え合う地域社会づくり

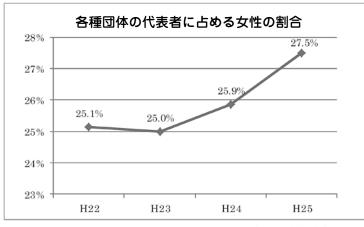
現状と課題

近年、近隣住民とのコミュニティの希薄化が進む反面、防災・防犯活動や 子育て支援、高齢者の見守り活動等、地域における住民同士の支え合いの活 動が求められています。安心安全で活力ある地域社会を築くためには、男女 がともに地域社会の一員として、その個性と能力を発揮することが大切です。

しかしながら、各種団体の会長に女性の占める割合は28.3%と、地域活動の方針決定等を行う会長職の多くは男性が担っており、地域活動における仕事の分担も、平成25年度の「市民意識調査」によると「会の運営において女性は雑用などの仕事の分担があると考える会員の割合」が26.0%と、固定的な性別役割分担に基づく意識がまだまだ残っていることが分かります。

このようなことから、地域活動における慣習や固定的性別役割分担意識*を払しょくし、男女共同参画の推進を図ることにより、男女がともに参画し、協力し、支え合う地域社会づくりが重要であるといえます。

また、東日本大震災以降、意識が高まっている地域防災の分野については、 これまでの男性中心の体制から、女性の視点やニーズを取り入れ、男女がと もに参画していくことが求められています。 ※固定的性別役割分担意識: 7ページ参照



市民活動推進室調べ

【各種団体】

- 町会
- ・子ども会育成会
- · PTA
- ・高齢者クラブ
- · 青少年団体連絡協議会
- ・レクリエーション協会
- ・体育協会
- ・文化協会

(各加盟団体)



施策1 男女がともに取り組む地域活動の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 男女がともに取り組む地域活動の推進 地域活動において特定の性や年齢層で担われている分野への 男女双方の参画や固定的性別役割分担意識の払しょく等、男女 共同参画社会の実現に向けた意識啓発を行います。また、地域 活動に参加している割合は女性の方が多いことから、男性の地 域活動への参画促進を図ります。特に、今まで地域とのつなが りのなかった退職後の男性について、地域活動への参画を促し ます。	市民活動推進室 消防本部 公民館
具体的事業・取り組み 消防団等防災分野への女性の参画(消防本部、市民活動推進室)、子 育て支援活動への男性の参画(公民館、市民活動推進室)等	

施策2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 男女共同参画の視点に立った防災対策を推進するため、防災 会議や自主防災組織などの地域防災への女性の参画促進を図り ます。また、女性や子育て家庭、介護者や障害者のいる家庭等 に配慮した避難所運営体制の整備への検討を進めます。	市民活動推進室安全安心推進課
具体的事業・取り組み 防災会議への女性登用、自主防災組織における男女共同参画の推進 の啓発、女性の視点に立った避難所運営体制の検討(安全安心推進課、 市民活動推進室)等	



訓練中の女性消防団員(第1分団)



課題4 男女の生涯にわたる健康づくり

現状と課題

「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)*についての概念は、平成6年(1994年)に開催された国際人口・開発会議において提唱されたもので、性と生殖に関する健康、生命の安全を女性のライフサイクルを通して、権利として捉えようというものです。女性が結果として望まない妊娠や性感染症等により、女性の健康と権利がおびやかされることや、女性の妊娠出産に関連した男性とは異なる健康上の問題について理解することが重要です。

しかし、平成25年度の「市民意識調査」では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉は、男女共同参画に関わる言葉の中で最も認知度が低く、「言葉も内容も知っている」3.0%、「聞いたことがある」7.0%と、合わせてわずか1割という結果となり、この権利について広く認識されていないのが現状です。

このことから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、男女がとも に高い関心を持ち、正しい知識と情報を得て認識を深めるための取り組みが 必要です。

また、男女の性差に応じた生涯にわたる健康支援については、「思春期における保健対策」「妊産婦および産後の女性の健康」「更年期の女性の健康」「更年期の男性の健康」「健康寿命の延長(被介護年数の男女差)」というように、生涯にわたって行う必要があります。

※「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」(リプログクティブ・ヘルス/ライツ):1994年に人口・開発会議で提唱された概念で、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。



施策1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 性の尊重の意識を育てる教育・啓発の実施 小・中学校の教育課程において年齢に合わせた適切な性教育 や人権教育を実施することで、性の尊重の意識を育てます。 具体的事業・取り組み 性教育、人権教育(学校教育課)等	学校教育課
(2) 妊娠・出産期における女性の健康支援 各種母子保健事業の充実により、妊娠・出産期における女性および母子の健康の維持増進を支援します。 具体的事業・取り組み母子健康手帳の交付、妊産婦相談、両親学級、プレママ学級、エンジョイママクラブ、産婦訪問等(保健センター)等	保健センター
(3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の啓発 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について理解を深めるための啓発を行います。 具体的事業・取り組み 男女共同参画啓発紙「パートナー」への掲載(市民活動推進室)等	市民活動推進室

施策2 性差に応じた生涯にわたる健康支援

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 思春期における相談体制の充実 思春期の身体の変化に伴う様々な悩みなどに対応するため、小・中学校の全職員による教育相談体制を充実します。また、家庭・児童相談では、思春期の子どもを持つ保護者からの相談に対応します。 具体的事業・取り組み	学校教育課 児童福祉課
具体的事業・取り組み 中学校におけるさわやか相談、教育相談(学校教育課)、家庭・児童 相談(児童福祉課)等	
(2) 成人・高齢期における性差に応じた健康支援 成人・高齢期の男女を対象とした各種検診や健康診査を実施 するとともに、女性特有または女性に多い疾病に対する各種検 診や健康診査を行います。	保健センター
具体的事業・取り組み 骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診(大腸、胃、肺、乳、子宮)、30歳代の健康診査、歯周疾患健診、特定健診後の特定保健指導、成人健康・栄養相談、健康手帳の配布(保健センター)等	



基本目標Ⅲ

目標達成に向けた計画の推進

現状と課題

蕨市が、平成15年に「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を施行してから10年という年月が経過しました。この条例では、市、市民、事業者は、それぞれ男女共同参画推進にあたっての責務を有し、男女が平等でともにあらゆる分野に参画するまち蕨を実現することを目的として、協力して取り組むこととなっています。

平成16年には、条例に基づく基本計画を策定し、平成21年には後期計画を 策定して、蕨市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進してきまし た。

しかし、平成25年度の「市民意識調査」の結果や、前回プランの重要施策の指標の達成度を見ると、男女共同参画社会に向けた取り組みが成果を上げている部分と、順調に進んでいるとはいえない部分があることが分かります。そこで今回の基本計画は、計画の確実な実行に向けて短期的な進行管理を行うとともに、効果的な推進に向けて重点施策を中心に優先順位を付け、着実に成果を上げていくことを重視しました。

また、計画の推進にあたっては、常に国際的な動向を把握しながら、市と市民、事業者との協働による男女共同参画を推進していきます。あわせて、庁内の推進体制を充実させるとともに、モデル事業所としての市役所に実現に向けた取り組みを進めていきます。また、男女共同参画に関する施策の推進への苦情処理体制の構築についても検討していきます。



施策1 計画実行に向けた適切な進行管理の実施

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 男女共同参画推進委員会の開催 男女共同参画に関わる基本的、総合的な施策についての調査 や審議を行い、推進状況について市長に意見を述べる男女共同 参画推進委員会を開催します。	市民活動推進室
(2) 年次事業計画と年次報告の公表 計画を確実に実行するための短期計画として、年次計画を作成し、事業の実施に当たります。また、年次報告を行うことで計画の推進状況を管理し、結果について公表します。	市民活動推進室

施策2 庁内の推進体制の充実とモデル事業所としての市役所の実現

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 庁内の推進体制の充実 施策を全庁的に効果的に推進するために、男女平等行政推進 会議(部会)を行います。あわせて、DVの防止と被害者への 適切な支援を行うためのDV対策庁内連絡会を開催します。	市民活動推進室関係各課
(2) モデル事業所としての市役所の実現 市役所が職員に向けて男女共同参画に関する様々な取り組み を行うことで、男女共同参画のモデル事業所を目指します。	市民活動推進室人事課

施策3 市民・事業者との協働による男女共同参画の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) モデル地域の指定による男女共同参画の推進 市内5地区を順番に、男女共同参画推進モデル地域として指 定することで、各地区のコミュニティ委員会を中心に、地域に おける男女共同参画事業の推進を図ります。	市民活動推進室 コミュニティ・センター
(2) 男女共同参画推進員による男女共同参画の推進 地域において男女共同参画を積極的に推進するため推進員を 置き、市とともに男女共同参画に関する事業を推進します。	市民活動推進室
(3) 男女平等推進市民会議への活動支援 長年、蕨市での男女共同参画推進の中心となっている市民団 体「蕨市男女平等推進市民会議」の活動を支援します。	市民活動推進室
(4) 市と市民活動団体の協働による男女共同参画の推進 協働事業提案制度を活用し、市と市民活動団体との協働によ る男女共同参画事業を実施します。	市民活動推進室



施策4 国際的視野に立った男女共同参画の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)国際的視野に立った男女共同参画の推進	市民活動推進室
男女共同参画行政が国際的協調のもとに進められてきた経緯を尊重し、国際的な動向を把握しながら、蕨市における男女共同参画について推進します。あわせて、国際的比較による日本(蕨市)の現状を男女共同参画啓発紙「パートナー」等を通じて市民への理解を進めます。	

施策5 男女共同参画苦情処理体制の検討

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) 男女共同参画苦情処理体制の検討	市民活動推進室
男女共同参画の推進に関する市の施策への苦情を処理する体制について検討していきます。	

第4部 資料編

1 蕨市男女共同参画白書

蕨市男女共同参画市民意識調査結果 蕨市の男女共同参画の状況

2 関係法令・条例

蕨市男女共同参画パートナーシップ条例 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 男女共同参画社会基本法 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律 埼玉県男女共同参画社会推進条例

3 用語集

用語集

4 計画策定にあたって

策定の経過 委員名簿



1



1 蕨市男女共同参画白書

蕨市男女共同参画市民意識調査結果

1 調査目的

男女共同参画についての意識や実態を把握し、「第3次蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」策定の基礎資料とするために実施

2 調査の方法

(1)調査対象:住民基本台帳に記録された20歳以上の市民1,000人

(2) 調査方法: 行政連絡員を通じて配布し、調査用紙は郵送で回収

(3)調査期間:平成25年4月23日~5月24日

3 調査項目

(1) 意識 (2) 家庭生活 (3) 地域活動 (4) 職場

(5) 社会参加 (6) 女性の人権 (7) 男女共同参画の取組

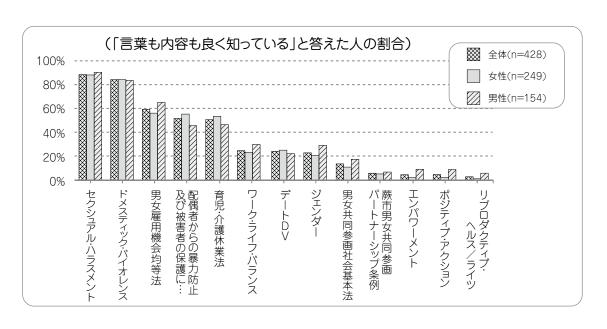
(8) 自由意見 (9) 回答者の属性

4 回収結果

配布件数	回収件数	回収率
1,000	428	42.8%

1 蕨市が行っている男女共同参画事業

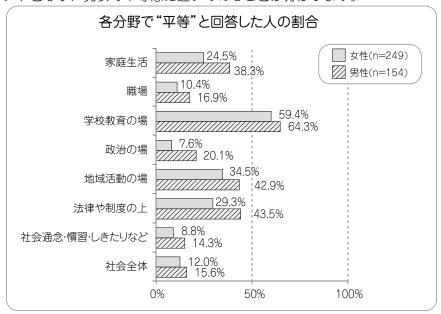
男女共同参画に関する言葉について、「言葉の意味も内容も知っている」という回答が最も多かったのは、「セクシュアル・ハラスメント」で88.6%、次いで「ドメスティック・バイオレンス」で84.1%でした。





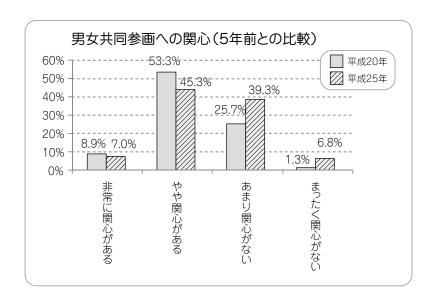
2 男女の平等感

各分野で男女平等になっているか聞いたところ、"平等"と答えた人の割合が最も高くなったのは「学校教育の場」で60.0%、次いで「地域活動の場」で37.4%となっています。"平等"と回答した人の割合は、どの分野も男性の方が高い割合となっていますが、特に「法律や制度の上」の分野では、男性では43.5%が"平等"と答えているのに、女性は29.3%にとどまり、その差は14.2ポイントあります。同様に「家庭生活」でも男性は38.3%が"平等"と答えていますが、女性では24.5%でその差は13.8ポイントとなり、男女で平等感に違いのあることが分かります。



3 男女共同参画の関心度

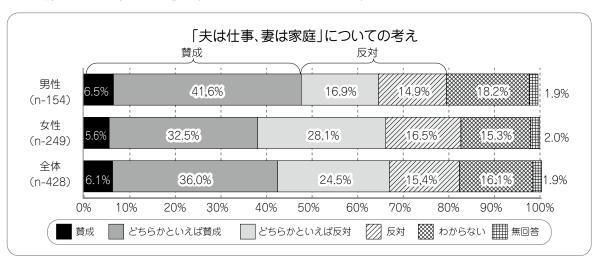
男女共同参画への関心は、"非常に関心がある"が7.0%、"やや関心がある"が45.3%、"あまり関心がない"が39.3%、"まったく関心がない"が6.8%となっています。平成20年の調査と比較すると、関心がある人が減り、関心がない人が増えています。



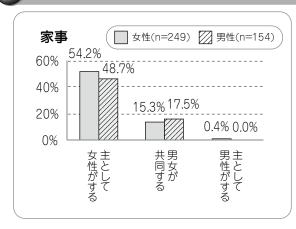


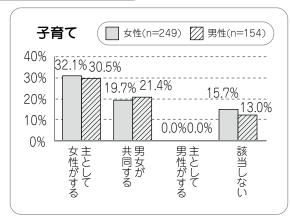
4 固定的性別役割分担意識

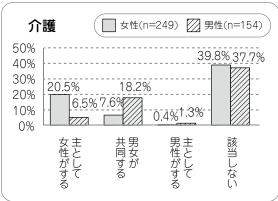
「夫は仕事、妻は家庭」という固定的性別役割分担意識について、「賛成」と回答したのは6.1%、「どちらかといえば賛成」が36.0%、「どちらかといえば反対」が24.5%、「反対」は15.4%となりました。 男女別では「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計が、男性では48.1%、女性では38.1%となっています。また、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計は、女性では44.6%、男性では31.8%となり、「夫は仕事、妻は家庭」に男性は賛成、女性は反対が多いことが分かります。



5 家庭での役割分担





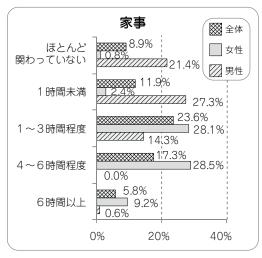


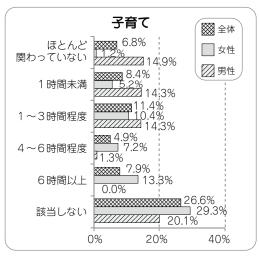
家庭での分担については、「主として女性がする」が"家事"が52.3%で最も多く、次いで"子育て"が31.8%、"介護"が14.5%となりました。「男女が共同する」は、"子育て"が19.9%で最も多く、次いで"家事"が16.4%、"介護"が12.1%でした。

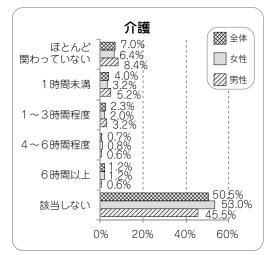


6 家事・子育て・介護時間

【平日】

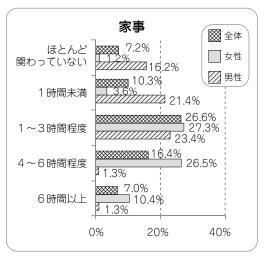


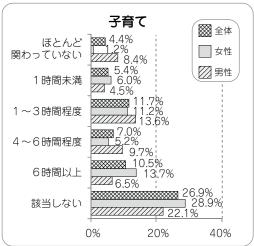




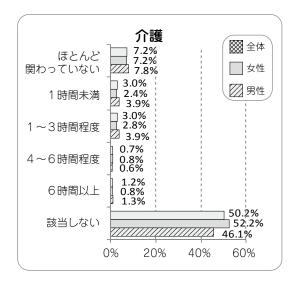
男女別でみると"家事"で最も多いのは 女性が「4~6時間程度」で28.5%、男性が「1時間未満」で27.3%、"子育て" で最も多いのは女性が「6時間以上」で 13.3%、男性が「ほとんど関わっていない」 で14.9%、"介護"で最も多いのは男女と もに「ほとんど関わっていない」でした。

【休日】





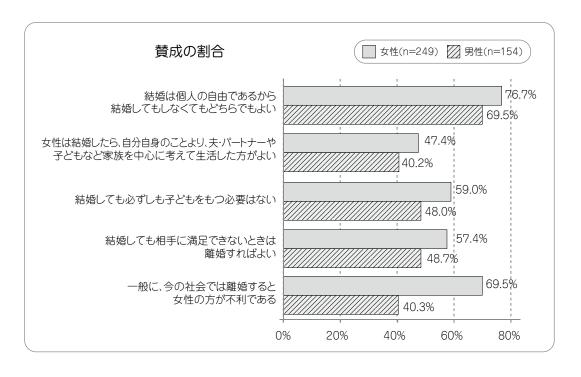




休日の"家事"を男女別にみると、最も多いのは男女ともに「1~3時間程度」で女性が27.3%、男性が23.4%でした。"子育て"で最も多いのは女性が「6時間以上」で13.7%、男性が「1~3時間程度」で13.6%、"介護"で最も多いのは男女ともに「ほとんど関わっていない」でした。

7 結婚観

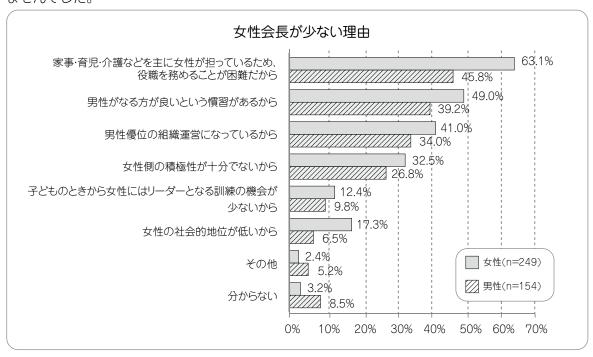
「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を足した賛成の割合を男女別で見てみると、総じて女性の方がポイントが高くなっており、中でも"一般に、今の社会では離婚すると女性の方が不利になる"は女性の69.5%に対し、男性は40.3%が賛成で29.2ポイントの差がありました。





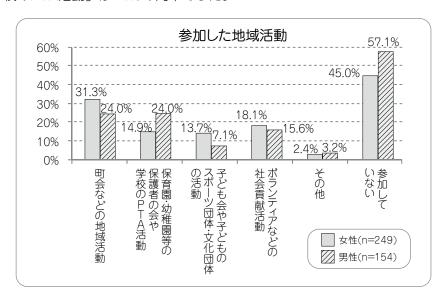
8 女性会長が少ない理由

町会長やPTA会長等、会長職に女性が少ない理由について、最も多い回答は「家事・育児・介護などを主に女性が担っているため、役職を務めることが困難だから」、次いで「男性がなる方が良いという慣習があるから」、「男性優位の組織運営になっているから」で、男女別に見ても順位は変わりませんでした。



9 地域活動への参加

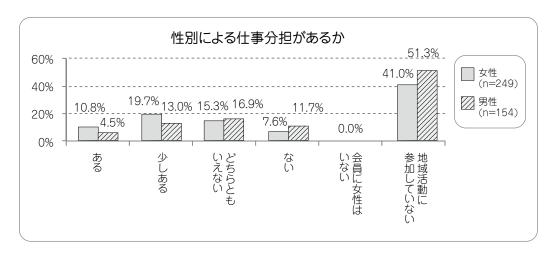
地域活動については、「参加していない」が49.1%と最も多いのですが、参加した活動を男女別に見ると、女性で最も多いのは「町会などの地域の活動」で31.3%、次に「ボランティアなどの社会貢献活動」が18.1%となりましたが、男性は「町会などの地域の活動」と「保育園・幼稚園等の保護者の会や学校のPTA活動」が24%の同率でした。





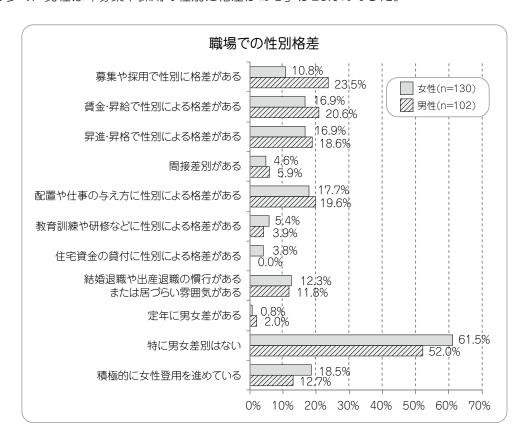
10 地域活動における性別役割分担

「男性は中心的な仕事、女性は庶務や雑用」など、性別による仕事の分担があるか聞いたところ、「ある」と「少しある」と答えた割合は女性が多く、「ない」と答えた割合は男性が多い結果となりました。



11 職場での性別格差

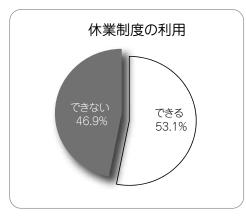
職場での男女格差について聞いたところ、男女ともに「特に男女差別はない」が最も多く、男女別では、女性は「配置や仕事の与え方に性別による格差がある(庶務は女性、企画は男性)」が17.7%で最も多く、男性は「募集や採用で性別に格差がある」が23.5%でした。

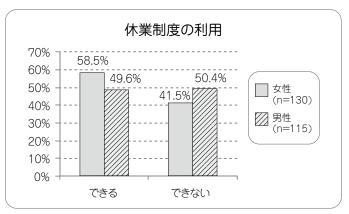




12 育児・介護休業制度の利用

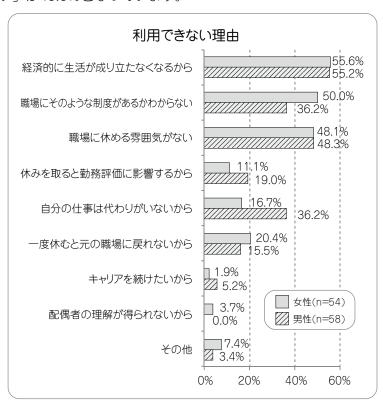
現在仕事をしている方に、育児休業や介護休業制度が利用できるか聞いたところ、全体で53.1%が「できる」、46.9%が「できない」との回答になりました。「利用できる・できない」を男女別で見ると、女性は「できる」と答えた人が多く58.5%、男性は「できない」と答えた人が多く50.4%となりました。





13 休業制度を利用できない理由

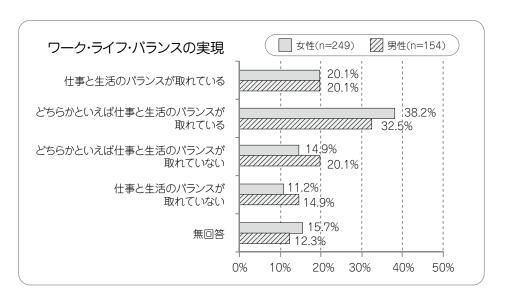
前問で「利用できない」と回答した人にその理由を尋ねると、「経済的に生活が成り立たなくなるから」が最も多く53.3%、次いで「職場に休める雰囲気がない」が49.2%、「職場にそのような制度があるかわからない」が43.3%となっています。





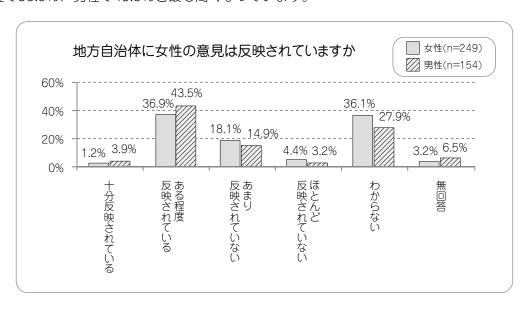
14 ワーク・ライフ・バランスの実現

ワーク・ライフ・バランスの実現について聞いたところ、「どちらかといえば仕事と生活のバランスが取れている」と答えた人が女性で38.2%、男性で32.5%と最も多かったのですが、男性は「仕事と生活のバランスが取れている」と「どちらかといえば仕事と生活のバランスが取れていない」という人が20.1%と同率になりました。



15 女性の意見の反映

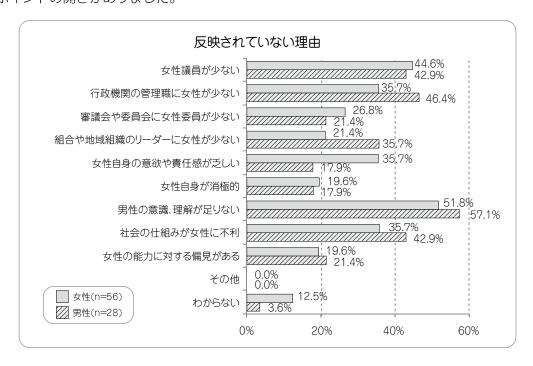
地方自治体の施策に女性の意見や考え方が反映されているかについて、「ある程度反映されている」が女性で36.9%、男性で43.5%と最も高くなっています。





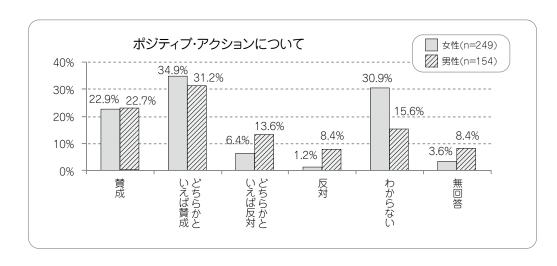
16 意見が反映されていない理由

前問で「あまり反映されていない」、「ほとんど反映されていない」と答えた人に、その理由を尋ねると、「男性の意識、理解が足りない」が女性で51.8%、男性で57.1%と、男女ともに最も高く、男女差があったのは、「女性自身の意欲や責任感が乏しい」で、女性が35.7%に対し男性は17.9%と、17.8ポイントの開きがありました。



17) ポジティブ・アクションについての考え

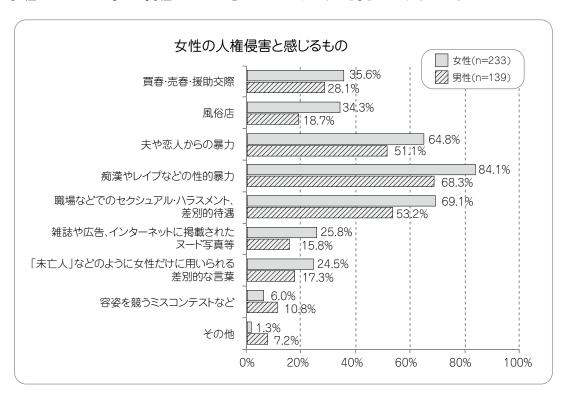
ポジティブ・アクションについて、「どちらかといえば賛成」と「賛成」を足した割合は男女ともに半数を超えましたがが、「どちらかといえば反対」と「反対」を足した割合は、女性は7.6%に対し男性は22.0%と14.4ポイント開きがありました。





18 女性に対する人権侵害

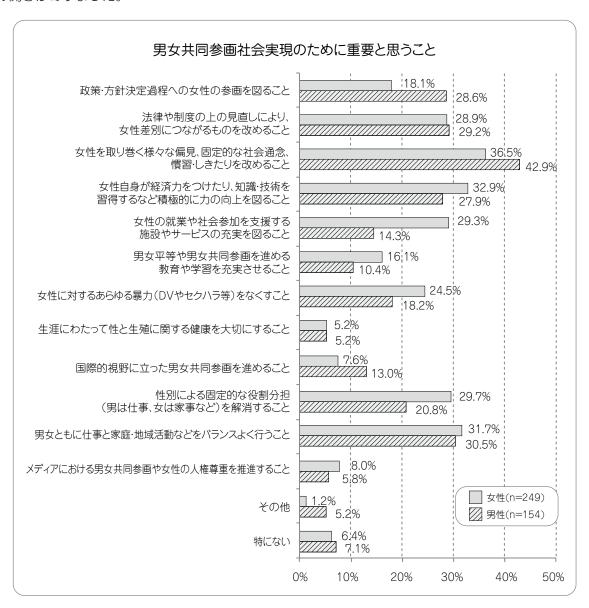
女性の人権が侵害されていると感じることについて、最も多かった回答は「痴漢やレイプなどの性的暴力」、次いで「職場などでのセクシュアル・ハラスメント、差別的待遇」、「夫や恋人からの暴力」となっています。男女で差があったのは「職場などでのセクシュアル・ハラスメント、差別的待遇」で、女性が69.1%に対し、男性が53.2%と、15.9ポイントの開きがありました。





19 男女共同参画社会の実現のために

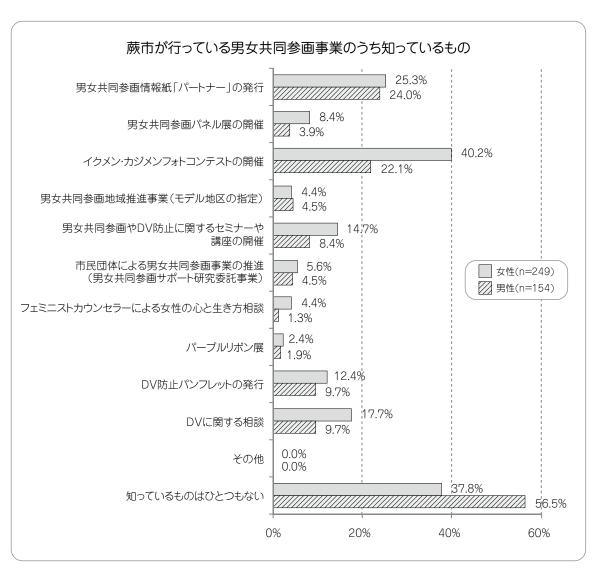
男女共同参画社会の実現に向けて重要と思うことについて、最も多かったのが「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」、次いで「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど積極的に力の向上を図ること」と「男女ともに仕事と家庭・地域活動などをバランスよく行うこと」となっています。男女別で最も差があったのは「女性の就業や社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」で、女性が29.3%に対し、男性は14.3%と15ポイントの開きがありました。





20 蕨市が行っている男女共同参画事業

蕨市が行っている男女共同参画推進事業についてお聞きしたところ、「知っているものはひとつもない」が最も多く、次いで「イクメン・カジメンフォトコンテストの開催」、男女共同参画情報誌「パートナー」の発行となりました。男女で差があったのは、「イクメン・カジメンフォトコンテストの開催」が女性40.2%に対し男性が22.1%と、18.1%の開きがあり、また「DV防止パンフレットの発行」と「DVに関する相談」を足してみると、女性が30.1%に対し、男性が19.4%と、10.7%の開きがあることから、女性の関心が高いことがうかがえました。





回答者の属性

1. 性別

	件数	%
女	249	58.2%
男	154	36.0%
無回答	25	5.8%
合計	428	100.0%

2. 年齢層

	件数	%
20代	53	12.4%
30代	79	18.5%
40代	86	20.1%
50代	81	18.9%
60代	69	16.1%
70歳以上	40	9.3%
無回答	20	4.7%
合計	428	100.0%

3. 職業

	件数	%
会社員	136	31.8%
自営業	26	6.1%
農業	0	0.0%
自由業	7	1.6%
公務員·教員	21	4.9%
主婦(夫)	107	25.0%
学生	8	1.9%
無職	45	10.5%
その他	56	13.1%
無回答	22	5.1%
合計	428	100.0%

1



自由意見

子育て支援

- ・女性が働き続ける為に、希望すれば保育園に 預けられようにしていただきたい。(30歳代 女性)
- ・若い夫婦の共稼ぎが多くなっています。安心 して子育てできる環境を整えてほしいです。 待機児童をなくす等。(50歳代女性)

職場・企業

- ・個人の能力・性格を見て仕事に採用すべき。 ふさわしければ女性のリーダも良いとおも う。(30歳代女性)
- ・企業が積極的に男女平等、男女共同参画の意識を高める事が最も重要だと思います。男性にも育児休暇を認めるなど。休暇しやすい雰囲気づくりも必要だと思います。子供が熱を出して会社を休むのは父親でも母親でもいいはずです。家庭でも社会でも母親の負担が大きいように感じます。(30歳代女性)
- ・子供が幼い時に就職活動をすると面接の度に「子供が体調を崩した時はどうしますか?」と聞かれます。男性が就職の面接の時には聞かない質問です。こういう時に男女平等はあり得ないと実感します。育児、介護休暇など名前だけのものです。有給すらきちんと取れない会社があるのに育児や介護で休むことなど男性には無理ではないでしょうか?結局は自由に休むことができる人間が作った制度など何の意味もありません。これから先も男女平等など不可能です。(30歳代女性)
- ・女性の賃金の格差があるので是正してほしい。 (30歳代女性)
- ・女性が就職するのはとても大変で、収入もどう頑張っても限られてしまいます。結婚しているのであれば多少収入が少なくても…と思いますが独身女性からすると先の事を考える

- と不安になります。親の面倒も見なければならないという事も考えるとせめて仕事だけは…と思います。(30歳代女性)
- ・会社としては男女平等(女性が多い)で、育児をしながら働きやすいのですが、給料、昇進、評価の部分で男性というだけで優遇されています。オーナー自身の考えが男尊女卑なので…。(40歳代女性)
- ・女性の高学歴化は、労働の質を高め、社会全体にはプラスとなるが、結婚した場合は現行の雇用慣行のもとで夫婦が共に働き続け、子育てと両立しにくい事が制約となっている。その大部分の女性は子育てを犠牲にするか仕事を犠牲にするか二者択一を迫られている。雇用慣行を多様な働き方に、中立的なものへと改革する事が必要。(20歳代男性)
- ・取引先の職場では、男よりも女のほうが平等に接してくれてると感じます。ただし、結果としては上からの意見が反映されることになりますが、上席が男、中間職も男、下職だけが女という組織構造が一般的でないか。平らな目を持った性格の良い能力ある女性が登用される傾向はあると思うが、結婚退職する女性が多い場面を多くみていると、何か女性の登用が増えない事も頷けます。(50歳代男性)

人権尊重

- ・女性に対する人権侵害(風俗店)に関する意見です。17号沿いの風俗店をどうにかしてほしいです。(40歳代女性)
- ・男も女も大人も子供も全ての人に人権がある。 人の尊厳を大切に生きる。まず、自分を大切 に!! そして他人も大切に! 男だから女だか ら大人だから子供だから、そんな固定観念に しばられない「人」を大切にする地域「蕨」 であってほしい。そういう教育、そういう啓 蒙をしてほしい。かたよらない心を持てる教 育を望む。(50 歳代女性)
- ・男女平等は、本当の意味での平等はありえな いと思います。出来る限り平等に近付ける事



はできても。その為に努力する事は必要ですが。そもそも人間の性の構造が違うのですから。男性が女性を、女性が男性を理解し、思いやる。それが重要では?人間を育成する上で重要です。人間の人権をどう守るかという事に尽きます。(50 歳代女性)

家族・夫婦

- ・育児・家事について、産むのは女だがその後は夫婦で見れるほうが見るのがよい。手伝いが必要ならば協力すべきである。(30歳代女性)
- ・離婚時の慰謝料不払いの多さも問題と思います。家庭の家事に対する対価が重んじられない社会通念を一掃するべきです。(30歳代女性)
- 私は10年前に2人の息子を連れ離婚しまし た。元夫は15年の結婚生活の中、2回だけ しかお給料はいただけませんでした。仕事を してもすぐやめ、何ヶ月も休み、突然いなく なったり、そうしている中、私は心の病にな り、立っていられない状態になりました。で もなんとか元気になり、下の子が年中さんの 頃から働きましたが、お金は入れてもらえな いばかりか、入れても又持っていってしまい 子供のお年玉などにも手を出しました。その 度に私は精神的な事で倒れ、そして離婚しま した。調停を立て月々の家賃と子供の養育費 です。でもわずか2年で止まり、その中には 子供から借りて私に払っていたと息子から聞 きました。何度か調停員にもお話しましたが、 冷たく前向きに考えていただけませんでし た。このような制度は何の意味もなく、払っ てもらえなくなった時、国から出して下さい。 後から本人にその分を請求して欲しい。大変 でボロボロです。女性は不利です。(50歳代 女性)
- ・女性自身の社会参加は、おおいに応援したい と思っているが、結婚し子供を出産後育児休 暇等、昔と比べると比較にならない程恵まれ

ているが、2才児~保育園に預け人任せにした育児は将来いかがなものか?と思う。もっと母親の側で小学校にあがる位まで自分の手で育て、親の愛情たっぷりの子育てが出来たらいいと思う。それには若い男性の給料面などの問題もあると思うが…。子供を育てながらの女性の職場の仕事はかなりきつい・・・。(60歳代女性)

男女平等・男女共同参画

- ・女性だから守らなければならないという考え は…。(30歳代女性)
- ・男は男で大変だ。(30歳代女性)
- ・男性中心の職種に女性を優先して…というの も分かりますが、最近では人手不足の職種は むしろ女性中心の職種が多く、男性が入りに くいように思います。(例えば看護師、保育 士、介護など) 男性中心の職種も、女性中心 の職種も両方、男女どちらが就いても不利や 偏見がないようにするべきだと思います。男 性の雇用収入が安定していれば子育てもしや すくなります。(保育所を増やすより一人の お給料で安心して子育てが出来る社会にした 方が子供の為だと思います。) 本当に男女平 等にしたいのなら、もし結婚したら全員が全 員、社会に出る事ばかり考えないで、男女ど ちらでも一人は家庭を守る人がいればいいと 思いますので、主夫への偏見や女性中心の職 種の収入の低さが解消されればいいと思いま す。女性中心の離婚した時の不利が無くなる。 男性も就業しやすくなる。(30歳代女性)
- ・蕨に住んで3年目になりますが、こういった 取り組みは知りませんでした。男女とも自然 に社会生活できるのがあたりまえのあり方だ と思っていますが、将来子供を持ったら色々 不満を感じるのかもしれません。それでもや はり、あまり仕組みを不自然に作らずに男と 女の視点に偏らないことは伸び伸び生きるこ とに大事なことと思います。(30歳代女性)
- ・現在の環境下では男女差を感じないのであま



り問題意識がありませんでした。(40歳代女性)

- ・男性、女性と区別せずに、人としてしっかり 生きていこう。男女にこだわらず、自然体が 良いのでは…。女性でも能力があれば様々な 場で評価されるはずです。(40歳代女性)
- ・人間には得手不得手があると思うので一概に 全て男女平等というのは難しいと思う。明ら かな不平等さはなくなっていけばいい。せっ かくの男女共同参画の取り組みですが、男性 のピーアールが弱い気がする。(40歳代女性)
- ・男女平等と言っても、社会進出や自活する意 欲の低い女性が多いのも事実で、又、そうし たくても出来ない社会環境も事実。子育てを 犠牲にせず、"働く人が得をする"環境が整っ て欲しいです。遺族年金だってシングルマ ザーには無縁。同じ女性でも、専業主婦の方っ て優遇されてるなぁーと思う事もしばしば。 (40歳代女性)
- ・何よりも一人一人が独立することから始まる と思う(50歳代女性)
- ・男女共同参画という事がよくわかりませんで した。調査票を読んで理解できました。(60 歳代女性)
- ・男女が平等にという事は全てが同じになる事とは違うと思います。例えば女性には出産があったりするので、それぞれの特性を考えて平等になる事だと思う。社会全体の認識や慣習なども改めなくてはならないし、女性自身の意識の向上も欠かせないのではないでしょうか。男女共同参画について今まであまり考えた事がなかったので、この調査に記入する事により認識を持ちました。(60歳代女性)
- ・男女平等はとても大事な良い事だと思います。 男女に関係なく、適材適所があると思います。 それぞれが満足出来る為の妨げになる事の無 い世の中が大事だと思います。(60歳代女性)
- ・私自身も男女平等の意識はまだまだとは思いますが、男女平等の団体に関わっている方で、 夫の事を「主人」と言ったり「お宅の御主人 さん」と言う方が多い様に感じます。主従の 関係?と、つい思います。(60歳代女性)

- ・男女平等?人として平等だと思います。男として生まれての役割、女として生まれての役割、それをわきまえた上で、お互いが協力して生活していけたら良いのではないのでしょうか。(60歳代女性)
- ・男女平等という前にもっと自分を向上させて ほしい。私も同じ女性だが、自分だけ良けれ ばよいとか、それぞれ忍耐がなさすぎると思 う。世間はそんなに甘くなく、楽な事ばかり ではなく、仕事を持っている女性が全て自分 の仕事に自信を持っているとは思えない。特 に主婦のパートは気楽な仕事に感じます。全 部と言わないが男女平等をはきちがえている 女性が多くなり、強くなるから男性がふがい なくなるのです。私はイクメンという言葉は 嫌いです。男性にはもっと男らしさを出し もっと強くなれ! (70歳以上女性)
- ・こういうアンケートが出来る事自体、男女平等であると思えない。女性が女性がと言うが、 それ自体差別だと思う。男性にしか出来ない 事、女性にしか出来ない事の役割をしてこそ 平等が生まれる。(20歳代男性)
- ・男女同権とは、女性だけを持ち上げるものではないはずが、実際には男性への圧迫のみとして機能していると思う。男女同権をうたうなら、女性も女性であることを盾にしてはいけない。その事を実践してほしい。(30歳代男性)
- ・男女平等にこだわり続けると素晴らしい日本 の伝統や文化を壊してしまう恐れがある。戦 後の教育で自虐史感を持ってしまったことに より、古き良き時代を学ぶ機会が少なくなっ ている。今の時代から再び昔の伝統・文化を 学ぶことにより、自分の国を誇りに思えるよ うになることが、男女平等参画よりも今の日 本には急務だと思います。今後さらに蕨市が 住みやすい街になることを心より願っていま す。(40歳代男性)
- ・男性でも現行社会でなく家庭に入りたい人、 女性でも社会に出たくない人の事についても 護られるように考慮すべきと思う。女性の立 場うんぬんと言っている事が差別的な思いが



あるのでは?男女関係なく人として(年齢・技術力・経験等)を記載して、その職場の男女比率を調べたり、社会に出たい男女比率(母数)による評価をされたらよいのでは?(40歳代男性)

- ・男女差別と世間は騒いでいますが、男女差別 は絶対になくならないと思います。それは男 女で決定的な違いがあるからです。それは、 男は子供が産めないという現実です。それな らば考え方を変えて、より良い男女差別を作 る事を考えた方が良いと思います。(40歳代 男性)
- ・男女平等や男女共同参画は、女性の権利に視点が集まりやすいですが、現代では男性の権利も場合によっては、女性よりも低いか冷遇されている事があります。(父子家庭への支援、男性が加害であることを前提とした性犯罪や DV等)従って男女平等や男女共同参画を考えるにあたり、女性の権利を尊重する事も大切ですが、男性の権利についても同様に考えるべきであると思います。(40歳代男性)
- ・物事は一つ見るにしても、女性と男性とは物の見方・角度が違うと思う。女性の柔らかな、それでいて現実的な考え方によって、社会のいろいろな流れが変わり、軋轢も減り、トラブルも減っていくと思います。ナイーブでプライドの高い男性のみなさん、どうか大きな心でか弱い女性や子供の心や思い、意見も受け入れてください。(50歳代男性)
- ・一部の積極的な女性は、既に地域の中で熱心 に活動をしているが、一般的には消極的な方 が圧倒的多数だと思う。掛け声だけで終らせ るのではなく、女性の社会進出の後押しは必 須だと思います。(60歳代男性)
- ・環境を整えたり機会を与えても、自身の意識 がマイナス志向では参画はできない。各人の 前向きな姿勢が(やる気)が大事であり、そ の心の育成をどの様にするかが問題と思いま す。(60歳代男性)

行政・施策

- ・「男女平等」という理念は、人々の背景や状況が「男だから」「女だから」で片付けられない現在では、いたずらに主張すべきではないと思います。そもそもこのアンケート自体「人間個人の背景を汲んでいない」質問と選択肢で、適切でないと感じました。組織がこういう意気込みで男女平等に向かって施策を打っているという事が恐ろしいな、と感じました。(20 歳代女性)
- ・そもそも、男女共同参画自体、知らされる機会がないのでは?認知を上げたいのなら、ex.集会(公民館に各自治体で声かけ合う)とか、DMを配るなど考えた方がいいのでは?正直アンケートだけきても「???」って思う。(20歳代女性)
- ・独身男女だけの料理教室や親子教室だけでなく結婚していても子供がいなくても参加できる教室やイベントを増やして欲しい。例)ソフトテニス教室など。(40歳代女性)
- ・これからの社会は共働きが多く、特に急に家族が病気になったりすると生活困難になり、生活が出来なくなる場合に補償してくれたりするものがあって欲しいと思いました。女性は、家事と子育てに忙しく中々仕事にも就けず悩んだりして大変です。保険に入っていても、そんな補償がもらえないので、私としてはそういう面もあって考えて欲しいです。よろしくお願いします。(40歳代女性)
- ・蕨市も男女平等や男女共同参画の事業をいろいるやっているという事を知りました。(50歳代女性)
- ・男女共同参画も大事な事かもしれないけれど、 その前に、役所の人が蕨を歩いて回り困って いる事や、市にしてもらいたい事を、皆に聞 いて回る事が必要。(50歳代女性)
- ・市長にはこれからも細かい配慮を願う。(60歳代女性)
- ・蕨に住み45年以上になるが男女共同参画については知らなかった。もう少し年配の方にもこの様な仕事をしているという事を具体的

1



に知ることができたら良いと思います。(70 歳以上女性)

- ・蕨市に期待する。(20歳代男性)
- ・女性を尊重しすぎるようなパートナーシップ プランの策定はやめてほしい。(他の自治体 の男女平等共同参画策定の手伝いをしたこと があるが、女性の市民団体の意見が強すぎて 女性よりの共同参画計画になった覚えがあ る。女性専用車両やレディースデーなど民間 においても過度に女性を尊重するような施策 は目に余る。ジェンダー・イクメンなどの言 葉には違和感を覚える。行政が推進するのは いかがなもの。(40 歳代男性)
- ・市のホームページを見た時に、男女共同参画 は素通りしてしまう。関心・興味が出るよう に何か工夫が必要では。(60歳代男性)

その他

- ・蕨市の治安が悪化している。(30歳代女性)
- ・一戸建に住んでいる人で近所付き合いをした くない人にとっては町内会の役員やゴミ当番 をするのは苦痛です。ゴミ捨ての場合は川口 市のように全て袋に入れて出すなど工夫して 欲しいです。(30歳代女性)
- ・防災関連について要望あり。(60歳代女性)
- ・生活保護受給者の審査を厳しくせよ。不法滞 在外国人を一掃せよ。(40歳代男性)
- ・通勤で蕨駅西口を利用している市民の一人として感じている事があります。蕨市の駅前ロータリー中心部で(一番目立つ所)で喫煙による異臭がして通学、通勤に不快な方もいるのではないでしょうか。中心部(通行の多い場所)で喫煙所を設ける事は、いかがなものかと思います。可能な限り、是正願いたいものです。(40歳代男性)
- ・私は独身の男ですので、このアンケートの対象としてはふさわしくないかもしれません。 ただ、理想を現実にするには、景気回復が一番だと思います。今は男性も女性も就職が難しいですから。(40歳代男性)

・積極的に自分の考え方や行動を起こすべきと 思う。人だよりでは変わらない。(50歳代男性)



蕨市の男女共同参画の状況

国勢調査や各種関係機関の統計、調査結果をまとめ、蕨市の男女共同参画の状況をあきらかにし、 計画策定の基礎資料としました。

◆市議会

市議会の議員数と女性議員の人数、その割合

11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-				
平成	議員数(人)	女性数 (人)	割合 (%)	
7年7月	26	3	11.5	
11年7月	24	3	12.5	
15年7月	24	5	20.8	
19年7月	18	2	11.1	
23年7月	18	2	11.1	

市民活動推進室調べ

◆審議会

審議会等における女性委員の割合

亚出	委員の比率 (%)		女性を含む審議会比率(%)	
平成	蕨市	県内平均	蕨市	県内平均
21年度	33.4	25.1	92.7	80.9
22年度	33.9	25.3	95.6	81.6
23年度	33.7	25.6	91.3	80.5
24年度	33.8	26.5	84.4	81.4
25年度	33.8	27.0	84.4	82.8

市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査結果 (埼玉県男女共同参画課)

◆市職員

市役所職員の女性割合

平成		哉員の比率 %)		員の比率 %)	内課長	以上の役付 (%)	き職員
	蕨市	県内平均	蕨市	県内平均	蕨市	県内平均	全国平均
21年度	15.0	22.0	40.4	36.3	8.1	8.1	9.3
22年度	15.8	21.7	40.3	36.5	8.7	8.3	9.8
23年度	18.2	22.2	41.2	36.8	5.8	8.9	10.4
24年度	18.2	22.9	41.6	37.2	6.2	9.8	11.0
25年度	19.1	24.6	40.7	38.2	8.8	10.4	_

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(内閣府男女共同参画局) 「市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査結果」(埼玉県男女共同参画課)

1



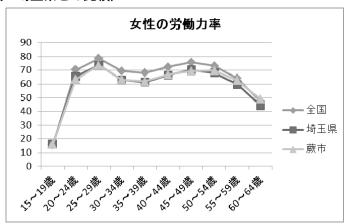
◆各種団体

各種団体の代表者に占める女性の割合(平成25年度)

団体名	総数 (人)	女性の長(人)	割合 (%)
町会	37	0	0.0
子ども会育成会	33	22	66.7
РТА	10	3	30.0
高齢者クラブ	25	4	16.0
青少年団体連絡協議会加盟団体	13	5	38.5
レクリエーション協会加盟団体	11	3	27.3
体育協会加盟団体	28	2	7.1
文化協会加盟団体	14	8	57.1
合計	171	47	27.5

市民活動推進室調べ

◆女性の労働力率(全国・埼玉県との比較)



平成 22 年度国勢調査

◆女性の労働力率(平成12年と平成22年との比較)



平成12年度、平成22年度国勢調査



2 関係法令・条例

蕨市男女共同参画パートナーシップ条例

平成15年3月27日 条例第2号

「お互いよりよく生きたい。重たい荷物は男女で持ちましょう。 人生の美酒も苦汁も同じように分け合って飲んで、味わっていき ましょう。」

これは、平成2年に、蕨市で初めて開かれた男女平等市民フォーラムにかかわった女性たちの呼びかけです。その後、市民と市が一緒に「蕨市男女平等行動計画パートナーシッププラン185」を策定し、男女が平等で共に参画するまちづくりを進めてきました。

しかし、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことや、子育てと仕事を両立する仕組みが不十分なことなど、改めていかなければならない慣習や制度が、依然として残っています。また、新たな社会問題として、女性に対する暴力など人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

そこで、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野で「女だから、男だから」ということで活動の場を制限することなく、 男女が対等なパートナーとして個性と能力を生かし、社会に参画 し、責任を担う男女共同参画のまちづくりを進めることが重要です。

ここに、私たちは、女性と男性が、市民と市が手を携え、男女 が平等で共に参画する明るい地域社会をつくるために、この条例 を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会をつくるための基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにすることにより、 男女が平等で共にあらゆる分野に参画するまち蕨を実現することを目的とします。

(言葉の意味)

- 第2条 この条例に使われている言葉の意味を、次のように定め ます。
- (1) 男女共同参画 男女は、社会の対等なパートナーとして、自分の意思で社会のあらゆる分野に参画する機会があり、等しく政治や経済、社会、文化などの面で利益を受け、共に責任を担うことを言います。
- (2) 固定的性別役割分担意識 「女性は家事や子育て中心で、男性は仕事が中心」というように性によって役割を決める考えを言います。
- (3) 積極的格差是正措置 男女共同参画を強力に進めるため、社会のあらゆる分野でどちらかの性に偏りがみられる場合、一定の範囲で、その性に対して積極的、優先的に参画するための機会を与えることを言います。
- (4) 市民 市内に住み、働き、学ぶすべての人々を言います。
- (5) 事業者 市内において公的な機関、民間を問わず、また営利、 非営利を問わず事業や活動を行うものを言います。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な嫌がらせを言います。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 夫や恋人など親しい男性から女性に向けられる身体的、精神的、性的、経済的な暴力又は子どもを利用した暴力を言います。

わかりやすく解説したパネル



前文 お互いよりよく生きたい 重たい荷物は男女で持ちましょう



育1条

運賃に 男女の差なし 乗り心地



第2条

積極的格差是正措置って... まずは数から、少ないところに女性を登用して、 男女半々を目指します。





(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて進めます。

- (1) 男女は、一人の人間として尊重され、性別による差別的取り 扱いを受けないことや能力が発揮できる機会が保障されること など男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女は、社会で活動するときに、固定的性別役割分担意識に基づいた社会の制度や慣習の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等なパートナーとして、大事なことを考えたり、決めたりする場に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援も受け、 家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動が行 われるようにすること。
- (5) ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、虐待など女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、人権侵害をなくすこと。
- (6) 男女は、お互いの性を理解し、健康に配慮すると共に、妊娠 や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が 尊重されること。
- (7) 国、県、他市町村と連携し、国際的な理解、協力の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有し ます

- (1) 男女共同参画に必要な施策を総合的に計画し、実施します。
- (2) 市民や事業者と協力し、男女共同参画を進めます。
- (3) 男女共同参画に必要な体制を整え、財政上の措置を行うように努めます。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有 します。
- (1) 固定的性別役割分担意識やその意識に基づいた制度や慣習を 見直し、改めていきます。
- (2) 家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野に積極的に参画し、男女共同参画に努めます。
- (3) 市が行う施策に積極的に協力します。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を 有します。
- (1) 事業活動のなかに男女が共同して参画することができる体制づくりに努めます。
- (2) 市が行う施策に積極的に協力します。







市、市民、事業者、それぞれ出来ることから、 力を合わせて取り組みましょう 男女共同参画社会

第4条~第6条



(性別による権利侵害をなくすこと)

- 第7条 市は、市民や事業者と協力し、家庭、地域、学校、職場 など社会のあらゆる分野で性別を理由にした差別的な取り扱い をなくすことを目指します。
 - 2 市は、市民や事業者と協力し、セクシュアル・ハラスメントをなくすことを目指します。
 - 3 市は、市民や事業者と協力し、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする女性に向けられる暴力をなくすことを目指します。

(市民に表示する情報において留意すること)

第8条 市民に表示する情報において、固定的性別役割分担意識 や女性に向けられる暴力を助長し、連想させるような表現、行 き過ぎた性的な表現を行わないように、だれもが努めなければ なりません。

(市のとりくみ)

- 第9条 市は、男女共同参画を進めるため、次のことを行います。
- (1) 男女が共に、家庭生活と職業生活、学習、地域活動が両立できるように支援に努めます。
- (2) 市民や事業者に男女共同参画が理解されるように広報活動などを行います。
- (3) 学校教育や生涯学習のなかで、男女平等教育や学習に取り組むように努めます。
- (4) あらゆる分野の活動において男女間に参画する機会の格差がある場合、市民や事業者と協力し、積極的格差是正措置が取り入れられるように努めます。
- (5) 市の審議会などの委員を委嘱するときには、積極的格差是正措置を取り入れるように努めます。
- (6) 市民や事業者と協力し、地域で啓発や推進事業を行います。
- (7) 市民や事業者に、情報の提供や人材の育成などその他必要な 支援を行います。
- (8) 妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての認識が広まるように努めます。
- (9) 男女共同参画に必要な調査研究を行います。

(男女共同参画推進員)

- 第10条 市長は、地域で男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進員(以下「推進員」と言います。)を置くことができます。 2 推進員は、次のことを行います。
- (1) 市と共に、市民や事業者の協力の下に男女共同参画を進める ための事業を行います。
- (2) その他男女共同参画を進めるために必要なことを行います。











(男女共同参画推進委員会)

- 第11条 市長は、男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進 委員会(以下「委員会」と言います。)を設置します。
 - 2 委員会は、次のことを行います。
- (1) 男女共同参画の推進に関する重要な事項の調査審議を行います。
- (2) 男女共同参画の推進状況について調査し、市長へ意見を述べます。
 - 3 委員は、知識経験者、関係団体の代表者、推進員、市民の中から市長が委嘱します。市長は、委員の一部を公募します。
 - 4 委員会の委員は、10人以内で組織し、できる限り男女が均衡となるように努めます。
 - 5 委員の任期は、2年とします。ただし、欠員によって補充 された委員の任期は、前任者の残任期間とします。また、委 員は、再任されることができます。
- 6 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によって定めます。
 - 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委 員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理します。
 - 8 委員会の運営に必要なことは、市長が別に定めます。

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画を進めるため、基本計画を策定します。

- 2 基本計画は、男女共同参画に関する施策の大綱やその他男女共同参画に必要な施策を定めます。
- 3 市長は、基本計画を策定するときには、市民の意見を聴くとともに委員会の意見を尊重します。また、基本計画を変更するときにも同様とします。
- 4 市長は、基本計画を策定したときには、速やかに公表します。

(苦情や相談等への対応)

第13条 市長は、男女共同参画に関して、市民や事業者から苦情や相談を受ける窓口を設け、関係機関と連携を図りながら、適切な対応に努めます。

(年次報告)

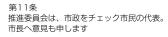
第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況を公表します。

(委任)

(施行期日)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

1 この条例は、平成15年6月1日から施行します。





第12条 中学生でも理解わかるように作った条例と 具体化したプラン



第13条 もう泣き寝入りはしない



第14条 男女平等啓発紙「パートナー」で



このパネルは、ボランティアによる男女平等啓発紙「パートナー編集委員」が作成しました



女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は,

国際連合憲章が基本的人権,人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し,

世界人権宣言が、差別は容認することができないものである との原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれな がらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であ ること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別 もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有すること ができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的, 社会的, 文化的, 市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権 利を確保する義務を負っていることに留意し,

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権 利の平等を促進するための国際条約を考慮し,

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を 促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対 する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊 重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国 の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害 となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するもの であり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるため に完全に開発することを一層困難にするものであることを想起 し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が 最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平 等の促進に大きく貢献することを確信し,

アパルトへイト, あらゆる形態の人種主義, 人種差別, 植民 地主義, 新植民地主義, 侵略, 外国による占領及び支配並びに 内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であること を強調し.

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展,世界の福祉及び理想とする平和は,あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し,

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割ととも に変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを 認識し

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原 則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の 差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して,

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え,かつ,公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人, 団体又は企業による女子に対する差別を撤廃する ためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律,規則,慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止 すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする 暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と 解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味に おいても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなっ てはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が 達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置 (この 条約に規定する措置を含む。)をとることは,差別と解しては ならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の 定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣 行の撤廃を実現するため,男女の社会的及び文化的な行動 様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの 搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をと る。



第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する 差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特 に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びに すべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府の すべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行 する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び 非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる 差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の 権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎と して次のことを確保することを目的として、女子に対する差別 を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導,修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は,就学前教育,普通教育,技術教育,専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程,同一の試験,同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を,この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより,また,特に,教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。) 特に, 男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に 減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一 の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した 女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の 権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子 に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を 含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利,昇進,雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習,上級職業訓練及び継続的訓練を含

む。) を受ける権利

- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に,退職,失業,傷病,障害,老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を 防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保する ため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の 雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母 性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加と を両立させることを可能とするために必要な補助的な社会 的サービスの提供を,特に保育施設網の設置及び充実を促 進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の 作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えるこ と。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを 目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃す るためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分 べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無 料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保 する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け,抵当その他の形態の金融上の信用について の権利
- (c) レクリエーション,スポーツ及びあらゆる側面における 文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス (家族計画に関する情報,カウンセリング及びサービスを含む。) を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利



- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために,自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け,流通機構並びに適当な技術を利用 する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画におい て平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に,住居,衛生,電力及び水の供給,運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に 関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について 女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をと るものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保 する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報, 教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。 あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、 婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付 けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなけ ればならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われる

- こと並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の 後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の 委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自 国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請 する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順によ る名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とす る。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の 選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年 で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後 直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂 行することができなくなった場合には、その空席を補充する ため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家 を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を 考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連 合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立 法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置により もたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、 国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと, 更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及 ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は,委員会の報告を,情報用として,婦

2



第4部 資料編

人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約 の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。 委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関 するこの条約の実施について報告を提出するよう要請すること ができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も, 次のものに含まれる規定であっ て男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすもので はない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現 を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際 連合事務総長に寄託する。
- この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって 行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による 通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができ
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるとき は, その措置を決定する。

第27条

- この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総 長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に 批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が 寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の 書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められな い。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤 回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をす べての国に通報する。このようにして通報された通告は、受 領された日に効力を生ずる。

第29条

- この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉に よって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請に より、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁 の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には, いず れの紛争当事国も,国際司法裁判所規程に従って国際司法裁 判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約へ の加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することがで きる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関 係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総 長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することが できる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシ ア語及びスペイン語をひとしく正文とし, 国際連合事務総長に 寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に 署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等 がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会 における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお 一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の 社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互い にその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりな く、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参 画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社 会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明ら かにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及 び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計 画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済 情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現すること の緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本 理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明ら かにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社 会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

- 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員と して、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活 動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、 経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、 共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差 を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一 方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳 が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受け ないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され ることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行 われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

- 第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における 制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、 男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及 ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因と なるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣 行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をで きる限り中立なものとするように配慮されなければならない。 (政策等の立案及び決定への共同参画)
- 第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構 成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間 の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会



が確保されることを旨として、行われなければならない。 (家庭生活における活動と他の活動の両立)

- 第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。(国際的協調)
- 第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。 (国の責務)
- 第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会 の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっ とり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的 改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施す る責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画 社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他 のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及 び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措 置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の 状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会 の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基 本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定める ものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女 共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければ ならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったと きは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければな らない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準 用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当 該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共 同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市 町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に 影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当 たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならな い

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本 理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなけ ればならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。(調査研究)
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に 促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他 男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な 推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとす る。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会 の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供 その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。) を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣 の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基 本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議するこ と
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

2



第4部 資料編

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画 社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めると きは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる こと。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣 が指定する者
 - . 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の うちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十 分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の 数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であっては ならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。 ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。 (資料提出の要求等)
- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があ ると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査 に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他 必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると 認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要 な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員 その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。
- 附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号)抄 (施行期日)
- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員 その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。 (男女共同参画審議会設置法の廃止)
- 第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、 廃止する。
- 附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一 年法律第八十八号) の施行の日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、 廃止する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、 第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従 前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員そ の他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわら

ず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

- 第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法 律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。
- 附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年 一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 (以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号) 最終改正: 平成二十五年法律第七十二号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等 がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行わ れている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重 大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも 十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、 多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して 配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の 実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図 るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するため の施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する 暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿う ものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支 援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者 からの身体に対する暴力 (身体に対する不法な攻撃であって 生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ)又はこ れに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び 第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する) をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、そ の者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあって は、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する 暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受け た者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に あった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む ものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止する とともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な 保護を図る責務を有する。

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚 生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」



という。) は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。) を定めなければならない

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項 の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針 となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本 的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策 の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県に おける配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施 策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道 府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本 的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策 の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ)は、基本方針に即し、かつ、 都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者か らの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関す る基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」と いう)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本 計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し なければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その 他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援 センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当 該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果た すようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること 又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理 学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、 被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び 第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及 び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の 促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を

行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の 提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の 提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は 厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものと する。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行う ことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配 偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認めら れる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援セン ター又は警察官に通報することができる。この場合において、 その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により 通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配 偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認めら れる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支 援センター等の利用について、その有する情報を提供するよ う努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報 又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第 三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う 業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保 護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部 の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。 第十五条第三項において同じ)又は警察署長は、配偶者から の暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を 自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申 出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けてい る者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当 該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの 暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うも のとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) に定



める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。) は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉 法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭 和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところ により、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずる よう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に 対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告 知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。) を受けた 者に限る。以下この章において同じ)が、配偶者からの身体 に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの 更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を 受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消され た場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受け る身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。) により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である 場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者 からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、 又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で あった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号におい て同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるお それが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、そ の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当 該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対す る脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取 り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下こ の条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において 同じ) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。 ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時におい て被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
 - 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住 居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、 又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を 除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて

送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、 又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に 置くこと。
- 八 その性的羞(しゅう) 恥心を害する事項を告げ、若しくは その知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文 書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態 に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に 達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三 号において単に「子」という。)と同居しているときであって、 配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行ってい ることその他の事情があることから被害者がその同居してい る子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを 防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規 定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の 申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを 防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、 同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を 経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活 の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、 就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまと い、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在す る場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものと する。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意 がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親 族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被 害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。 以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親 族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言 動を行っていることその他の事情があることから被害者がそ の親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされるこ とを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号 の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害 者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられるこ とを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた 日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算し て六月を経過する日までの間当該親族等の住居当該配偶者と 共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において 同じ。) その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい 又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所 の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。(管轄裁判所)
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は 相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れな いときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属す ス
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)



- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫 を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの 生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に 対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるお それが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合に あっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と 面会することを余儀なくされることを防止するため当該命 令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時におけ る事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合に あっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会する ことを余儀なくされることを防止するため当該命令を発す る必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、 前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保 護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲 げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の 所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という)に同項第五号イから ニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同 項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供 述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号) 第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければ ならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、 速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、ロ頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項 の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援 センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は 援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られ た措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。こ の場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該 所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその 旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監

又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談 支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を 求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条 第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、 裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内 容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援 センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に 対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い 配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時 抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の 効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項ま での規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当 該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り 消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による 命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも 取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告 裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。 (保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合に ついて準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた 後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対す る暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同 号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所 は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しよう とする被害者がその責めに帰することのできない事由により 当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経



過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所 書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、 謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交 付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保 護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審 尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達 があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内 に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことがで きない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務 局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第 十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む) の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する 手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、 配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要 な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止 に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるも のとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導 の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関 する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及 び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、 必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
 - 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準 を満たす者に委託して行う場合を含む)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談 員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。 (国の負担及び補助)
- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前 条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び 第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するも のとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、 同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、 生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類 する共同生活を営んでいないものを除く)をする関係にある 相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴 力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等 を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、 当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等 を含む)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場 合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるの は「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」 と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条 の二に規定する関係 にある相手からの暴 力を受けた者をいう。 以下同じ)。
第六条第一項	配偶者又は配 偶者であった 者	同条に規定する関係 にある相手又は同条 に規定する関係にあ る相手であった者
第十条第一項から第 四項まで、第十一条 第二項第二号、第 十二条第一項第一号 から第四号まで及び 第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規 定する関係にある相 手
第十条第一項		第二十八条の二に規 定する関係を解消し た場合



第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を 目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、 その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶 者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の 規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から 施行する。

埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日 埼玉県条例第12号

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、 男女平等の実現については、国際婦人年以来、国際連合が「平等・ 開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。また、 あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女 子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女 平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内において も進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展 をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働 力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男 性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における 参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていく ためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にと らわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対 等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを 決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし てその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進す ることにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、こ の条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を 定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女 共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めるこ とにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もっ て豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とす る。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女 間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のい ずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをい う。
 - 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手 方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相 手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重 んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問



わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体に おける方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会 が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その 他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組 と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の 推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。 (県の青森)
- 第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものレオス
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び 県民と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、 及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上 の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュ アル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策)

- 第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進する ため、次に掲げる施策等を行うものとする。
 - 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
 - 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者 及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとす るあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進する ための措置を講ずるように努めること。

- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する 機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、 積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

- 第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。) は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。
 - 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的 かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、 必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、 並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援する ための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

- 第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を 聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表 するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。 (苦情の処理)
- 第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施 策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと 認められ る施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要 因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住 所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県 民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための 機関を設置するものとする。
- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策 若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施 策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害 する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に 申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された 旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、



その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要がある と認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うも のとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同 参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を 作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附則この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、 第13条の規定は、同年10月1日から施行する。



3 用語集

~本計画に掲載されている男女共同参画に関する用語の詳しい解説です~

行	用語	にいる男女共同参画に関する用語の註しい解説です~ 解説
あ	イクメン	イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男のことをいいます。厚生労働省では、平成22年に男性の子育て参加や育児休業取得の促進等を目的とした「イクメンプロジェクト」を始動し、育児をすることが、自分自身だけでなく、家族、会社、社会に対しても良い影響を与えるというメッセージを発信しています。
	ウーマノミクス	「ウーマン」+「エコノミクス」の造語で、女性の活躍によって経済を活性化することを意味します。ゴールドマンサックス証券のキャシー・松井氏が提供した考え方です。埼玉県では、平成24年4月に産業労働部にウーマノミクス課を設置し、子育て等と仕事が両立できる「働きやすい環境づくり」、起業を支援する「活躍の場づくり」を柱として「埼玉県版ウーマノミクス」を推進しています。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。
	エンパワーメン ト	自分の生活と人生を決める権利と能力を持ち、色々な場の意思決定過程に参画し、社会的な状況を変えていく力を持つことです。2010年には、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクトと国連婦人開発基金(現UN Women)が共同で女性のエンパワーメント原則を作成しました。企業がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むことで、企業活動の活力と成長の促進を目指しています。
か	クオータ制	ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のことです。特に女性の政治参加の拡大に向け、世界各国では、法的クオータ制と政党による自発的クオータ制が取り入れられてきています。
	固定的性別役割 分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける意識のことをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
t	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がありますが、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
	ストーカー行為	平成12年に、「ストーカー規制法」が施行され、特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者またはその家族などに対して行う行為(つきまとい、待ち伏せ等8つの行為を規定)を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定して、罰則を設けています。
	セクシュアル・ ハラスメント	男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。なお、「人事院規則」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定しています。



t=	デートDV	「配偶者・恋人からの暴力」であるドメスティック・バイオレンス(DV)の中でも、10代、20代など若い恋人同士の間で起こるものを「デートDV」と呼んでいます。これらの暴力は将来、深刻な夫婦間のDVにつながる可能性が高く、防止策が急がれています。若い世代の「デートDV」の特徴は、束縛と性的暴力です。付き合いの制限など「束縛」は男女ともにありますが、「交際相手を怖いと感じたことがある」では明らかに男女差がある(女性の被害者が多い)ことが調査でわかっています。
	ドメスティッ ク・バイオレン ス	「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。「ドメスティック・バイオレンス」とは、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されています。配偶者暴力防止法においては、被害者を女性には限定していませんが、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。配偶者からの暴力などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。暴力の原因としては、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。
は	ポジティブ・ア クション	「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。
9	リプロダクティ ブ・ヘルス/ラ イツ(性と生殖 に関する健康と 権利)	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。
わ	ワーク・ライフ・ バランス	平成19年に、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。「憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。



4 計画策定にあたって

策定

策定の経過

月	推進委員会	行政推進会議・部会	その他				
	平成24年度						
5月		第1回会議(5/9) 策定スケジュールについて					
7月	第1回委員会 (7/11) 策定スケジュールについて						
11月		第2回会議(11/26) 部会の設置について					
12月		第1回部会(12/27)(任命) 男女共同参画について(研修) 事業進捗調査の実施について					
1月		第2回部会(1/29) 国や県、他市の計画から見た今後の課題(研修) 事業進捗調査結果報告について					
2月		第3回部会(2/13、2/14) 事業進捗状況の課題分析について					
3月	第2回委員会 (3/26) D V 庁内連絡会設置報告 事業進捗調査結果報告 新たな計画への意見 市民意識調査への意見	第4回部会(3/1) 市民意識調査、職員意識調査内容検討について 第3回会議(3/22) 事業進捗調査結果報告 市民意識調査、職員意識調査について					
		平成25年度					
4月			市民意識調査実施 女性登用調査実施				
6月		第5回部会(6/21) 市民意識調査、職員意識調査集計報告					
7月	第1回委員会(7/22) 市民意識調査、職員意識調査、 女性登用集計報告 計画への意見について	部会グループワーク① (7/16)、② (7/25) テーマごとに課題分析 第1回会議 (7/17) 市民意識調査、職員意識調査、女性登用集計報告					
8月		第6回部会 (8/19) 課題のまとめ、課題解決のための事業調査					
9月	第2回委員会 (9/27) 計画への意見	第2回会議(9/20) 計画素案の作成					
10月	第3回委員会(11/1) 計画への意見						
11月	計画への提言(11/11)	第7回部会(11/12) 提言を受けて課題・事業等の見直し 第3回会議(11/21) 計画案の作成					
1月			パブリック・コメント の実施				
2月		第4回会議 (2/10) 計画最終案について					



名簿



氏名	Ź	所属
◎上野	梢	蕨市男女平等推進市民会議会長
大石	圭子	パートナー編集委員
田村	明人	蕨市商工会議所青年部代表
石井	雅江	校長会議
本坊3	ミナ子	民生委員・児童委員協議会連合会副会長
〇足立	明美	子育てアドバイザー
芳野	昇	フレンドユース蕨クラブ副会長
荒木	真澄	子育で中の男性
杉山	節子	公募
箕輪	晴助	公募

◎は委員長○は委員長代理任期 平成25年7月16日~27年7月15日

蕨市男女平等行政推進会議委員

	部課・職名	Æ?	\$
	秘書広報課主幹	田谷	信行
総務部	総務部次長兼人事課長	伊東	信也
心 分 中	総務部次長兼政策企画室長	関	久徳
	商工生活室長	小谷野	影 賢一
市民生活部	市民課長	増田	圭
	市民生活部次長兼市民活動推進室長	○坂本	旻
	福祉総務課長補佐	渡部	幸代
健康福祉部	児童福祉課長	國井 信太郎	
健康価値引	介護保険室長	田上	正行
	保健センター所長	須永	福松
都市整備部	道路公園課長	北田	実
	教育部次長兼学校教育課長	水野	了
教育委員会教育部	教育部次長兼生涯学習スポーツ課長	小松	正博
	中央公民館長	加藤	智子
市立病院	医務局看護科看護部長	松田之	久美子
消防本部	消防本部予防課長補佐	鵫巣	優子

○は会長

任期:平成25年4月1日~平成27年3月31日

蕨市男女平等行政推進会議 • 部会員

台	·····································	職名	氏名
	秘書広報課	係 長	加藤 宏之
	人 事 課	主 査	横田 里志
総務部	庶 務 課	主 事	櫻川 智史
	政策企画室	主事	森本 悠理
	市民課	係 長	筒井 洋二
市民生活部	商工生活室	主 査	津田 美穂
	安全安心推進課	係 長	鈴木 経一
	福祉総務課	主事	川島 咲穂
A+ c+ 1= 11 +0	介護保険室	主 査	内田 龍介
健康福祉部	児童福祉課	係 長	〇大山 麻美子
	交流プラザさくら	所 長	福田研治
	保健センター	技術主査	鹿嶋 恵美子
都市整備部	道路公園課	技 師	芹澤裕
	建築課	技 師	金子 真司
	学校教育課	指導主事	山崎 斉
	生涯学習スポーツ課	主 査	竹田 有里
教育委員会教育部	下蕨公民館	主 事	吉越 三穂
	歴史民俗資料館	館長補佐	佐藤 直哉
	図書館	主任主事	黒須 圭美
市立病院	事務局庶務課	主 査	辨木 朋子

○は部会長

任期:平成25年4月1日~平成26年3月31日

■事務局

部課	職名	氏名
	次長兼室長	坂本 旻
市民生活部市民活動推進室	室長補佐	福田望
	係 長	菅谷 敏宏



蕨市男女共同参画パートナーシッププラン (第2次)

平成 26 年 3 月 発行/埼玉県蕨市 編集/市民生活部 市民活動推進室 〒335-850 1 埼玉県蕨市中央 5 丁目 14 番 15 号 TEL (048) 433-7745 (直通) e-mail siminsit@city.warabi.saitama.jp URL http://www.city.warabi.saitama.jp